

犯罪被害者等支援関連施策集

(平成29年度版)



目 次

ページ

■大阪府における犯罪被害者等支援施策の推進について 1

1 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰を支援するために

(1) 早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実

a 総合的な情報提供・相談窓口の整備

□大阪府における「総合的対応窓口」 2

○大阪府犯罪被害者等支援事業 3

○民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化 4

<参考> 府内市町村における総合的対応窓口一覧 5

b 被害者ニーズに対応した各種情報の提供体制の整備

○犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供 6

○「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信 6

c 犯罪被害等の状況に応じた相談体制の充実

子ども・青少年（虐待、子どもの悩み等）

□大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施 7

□子ども専用電話相談の実施 7

□大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理 7

<大阪府子ども家庭センター一覧> 8

<青少年に関わる主な相談機関> 9

女性等（DV、ストーカー、性犯罪等）

□大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施 10

□配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施 11

□ドーンセンターにおける相談の実施 12

□公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業 13

母子家庭等ひとり親家庭

□母子・父子自立支援員等による相談の実施 14

□ひとり親家庭等生活向上事業 15

児童、生徒等（不登校、体罰、いじめ等）

□大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施（教育総合相談事業） 16

□被害者救済システム運用事業 17

□スクールカウンセラー等の配置 17

外国人

□大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応 18

□大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備 18

(2) 深刻な犯罪等被害からの回復支援

a 心身の被害の防止・回復に向けた支援

心のケア支援（アルコール依存症、こころの健康等）	
□大阪府こころの健康総合センターにおける専門相談の実施	19
□保健所等におけるこころの健康相談の実施	21
人権	
□大阪府人権相談窓口の運営	22
女性・子ども等の安全確保のための支援（虐待、DV、性犯罪等）	
□児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施	23
□DV等により緊急に保護を要する女性のための一時保護の実施	23
□社会的養護関係施設への入所による回復支援	24
□公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業（再掲）	24

b 日常生活への復帰に向けた支援

居住の安定確保（殺人、ストーカー、DV等）	
□犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施	25
□府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供	25
□DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用	26
雇用の安定確保	
□『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供	27
□大阪府総合労働事務所における労働相談等の実施	28
□市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施	29
□大阪府立高等職業技術専門学校等における職業訓練の実施	30
経済的負担の軽減等	
□大阪府私立高等学校等授業料減免制度	31
□大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度	32
□奨学のための給付金制度（国公立・私立）	33
□大阪府立大学工業高等専門学校 高等学校等就学支援金、授業料減免制度	34
□大阪府立大学授業料及び実験機器充実負担金・実習充実負担金の減免制度	35
□大阪府育英会奨学金制度 （公益財団法人大阪府育英会における奨学資金、入学時増額奨学資金の無利子貸付）	36
□生活福祉資金の貸付け	37
○社会福祉協議会一覧	38
子育て支援	
□預かり保育事業の実施	39
□大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業	39
保健・福祉・医療	
□大阪府保健所における医療相談の実施	40
□障がい者の自立相談支援	41
（高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業）	41
<参考> 市町村 福祉事務所・障がい福祉担当課（障がい福祉サービス等）	42
母子家庭等ひとり親家庭への自立支援	
□ひとり親家庭等生活向上事業（再掲）	43
□ひとり親家庭等日常生活支援事業	43
□母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	44
□母子家庭等就業・自立支援センター	45
□母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	45
<参考> ひとり親家庭相談窓口	46

2 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

(1) 府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実

a 犯罪被害者等の置かれた現状等についての広報・啓発の実施

- 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進 47
- その他の広報啓発 47

b 学校・地域等における教育・学習機会の充実

- 府民の理解を深めるための学習・研修教材等の提供 48
- 学校等における犯罪被害者等による啓発事業 48
- 様々な人権問題を府民の身近な問題であると感じてもらおうための啓発冊子で紹介 48
- 社会教育における人権教育の推進 48
- 学校における人権教育の推進 48
- かけがえのない子どもの生命に関する学校教育の充実 49

(2) 犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進

a 大阪府職員の資質向上に向けた研修の充実

- 様々な機会を活用した犯罪被害者等問題に関する研修の実施 49
- 大阪府教育センターにおける教職員を対象とした各種研修の実施 49

b 民間団体、市町村等に対する人材養成支援の実施

- 「大阪府犯罪被害者等支援者用テキスト」の提供 50
- 民間団体、市町村に対する人材養成支援 50

3 施策推進のための体制整備

(1) 様々な関係機関・団体等の役割分担と連携によるオール大阪での推進

- 大阪府犯罪被害者支援会議への参画 51
- 市町村との連携・協力の推進 51
- 犯罪被害者等による社会づくり活動への支援 52

(2) 大阪府における横断的な庁内推進体制の強化

- 大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置・運営 53

(参考) 所管別犯罪被害者等支援関連施策一覧

54

参考資料1

警察における犯罪被害者等支援の取組

警察における犯罪被害者等支援の取組	56
□被害者支援推進要綱	57
□警察における被害者支援制度	58
□犯罪被害給付制度	59
□国外犯罪被害弔慰金等支給制度	60
□関係機関・団体等の連携	61
□各種被害相談窓口	62
□警察署一覧	63

参考資料2

国における犯罪被害者等支援の取組

□国における犯罪被害者等施策について	65
□犯罪被害者等基本法	66
□第3次犯罪被害者等基本計画の概要	67

■大阪府における犯罪被害者等支援施策の推進について

(「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」に基づく犯罪被害者等支援関連施策の推進)

犯罪等が依然として跡を絶たない現状の中、大阪においても、多くの犯罪被害者等(※)が様々な困難に直面し、平穏な生活を害され、苦しんでいます。

そして被害が多岐にわたる分、必要とされる支援もまた、多種多様なものとなっています。

こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等関連施策を総合的かつ体系的に推進していくため、大阪府の基本的な考え方を明らかにした『大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針』を策定し、目標である「犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現」に向けた様々な取組みを推進しています。

この「犯罪被害者等支援関連施策集」は、大阪府の犯罪被害者等の支援関連施策の現状とともに、警察や国における犯罪被害者等支援の取組による構成したものです。犯罪被害者等への支援がより効果的なものとなるよう少しでもお役立ていただければ幸いです。



大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針の体系

基本目標【大阪府が将来に向けて目指す姿】

犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現

視点1

幅広い分野にわたる府の施策を
横断的・効果的に組み合わせた支援の実施

<推進にあたっての重点的な取組方針>
深刻な状況にある犯罪被害者等に対する
平穏な日常生活への復帰支援

視点2

犯罪被害者等の視点に立って行動し、
支えていくマンパワーの育成

<推進にあたっての重点的な取組方針>
一人ひとりが主体となって取り組んでいく
ための広報啓発・教育・人材養成等の推進

1 犯罪被害者等の平穏な日常生活への 復帰を支援するために

(1)早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実

- a 総合的な情報提供・相談窓口の整備
- b 被害者のニーズに対応した各種情報の提供体制の整備
- c 犯罪被害等の状況に応じた相談体制の充実

(2)深刻な犯罪等被害からの回復支援

- a 心身の被害の防止・回復に向けた支援
- b 日常生活への復帰に向けた支援

2 犯罪被害者等を支える 社会づくりのために

(1)府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実

- a 犯罪被害者等の置かれた現状等についての広報啓発の実施
- b 学校・地域等における教育・学習機会の充実

(2)犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進

- a 大阪府職員の資質向上に向けた研修の充実
- b 民間団体、市町村等に対する人材養成支援の実施

犯罪被害者等に関する施策推進のための体制整備

- 大阪府警察本部、民間団体、国、市町村等との役割分担と連携によるオール大阪での推進
- 大阪府における横断的な庁内推進体制の強化

※「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族をいう。(犯罪被害者等基本法第2条)

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

(1) 早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実

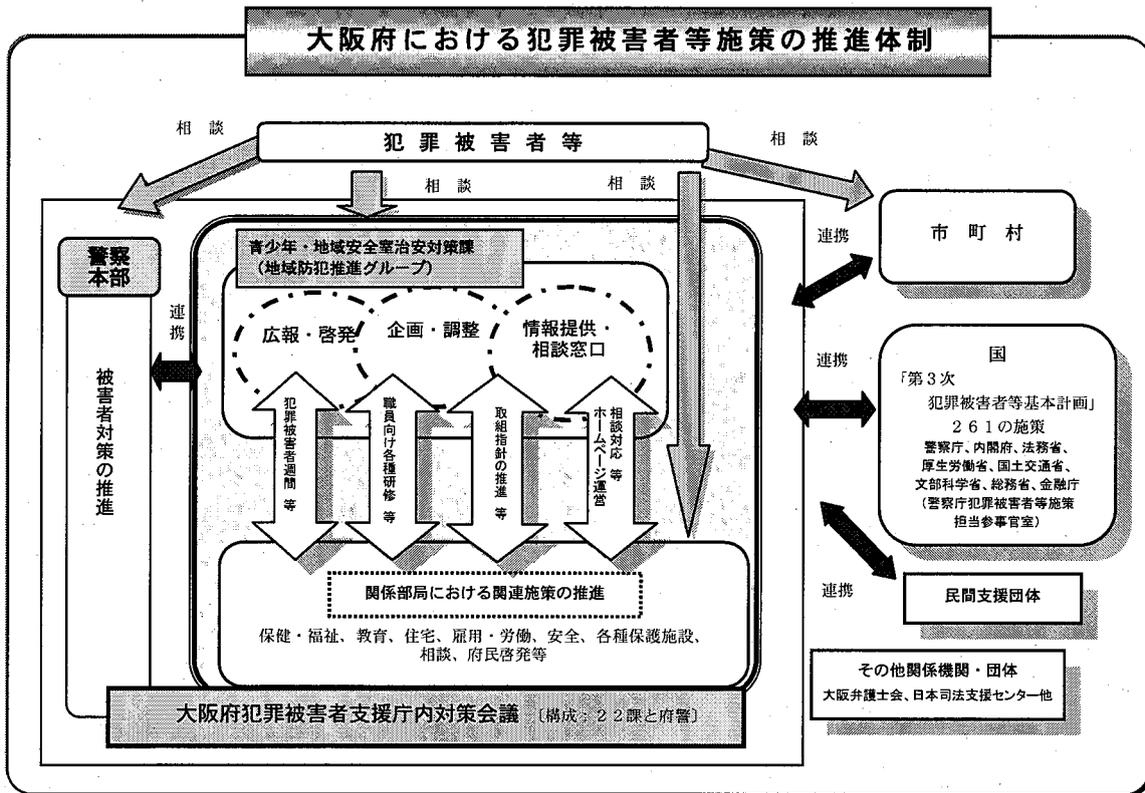
a 総合的な情報提供・相談窓口の整備

大阪府における「総合的対応窓口」

青少年・地域安全室治安対策課地域防犯推進グループを大阪府知事部局等における「総合的対応窓口」とし、情報提供、企画・調整、広報啓発等の業務を実施しています。

<主な業務>

- (1) 犯罪被害者等に対する情報提供
- (2) 支援のための関係機関・団体等との総合的な調整
- (3) 犯罪被害者等を支える社会づくりに向けた広報・啓発
- (4) 「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」の推進 他



<総合的対応窓口>

名称	電話番号等	受付時間
大阪府 青少年・地域安全室治安対策課 地域防犯推進グループ	電話 06-6944-7506 (直通) FAX 06-6944-6649 メールアドレス chiantaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp	9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

○ 大阪府犯罪被害者等支援事業

治安対策課では、「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰支援」、「社会全体で犯罪被害者等を支える社会づくり」を目的とした総合的な支援対策として、大阪府犯罪被害者等支援事業を下記のとおり実施しています。

<事業内容>

■ 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰支援

(1) 民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化(4ページ参照)

犯罪被害者からの電話・面接による相談のほか、裁判所等への付き添いや生活支援などの直接支援活動等に取り組む民間団体への支援を行い、被害者等からの多様なニーズに応えることができる体制強化を図る。

(2) 犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施(25ページ参照)

自宅が殺人事件の現場となるなどにより居住困難となった犯罪被害者等へ短期的な居住の場を提供する府営住宅の一時使用制度に併せて、電化製品等の生活備品をそろえ、犯罪被害者等の日常生活への復帰を支援する。

■ 犯罪被害者等を支える社会づくり

(1) 犯罪被害者等による社会づくり活動への支援(52ページ参照)

被害者団体等による犯罪被害者等のための社会づくり活動を支援する。

(2) 学校等における犯罪被害者等による啓発事業(48ページ参照)

犯罪被害者の会の協力を得て、教育現場において、児童生徒、教職員、保護者等を対象に、被害者遺族らが自らの体験、心情等を語るなどを通じ、命の大切さ、かけがえのなさを考える機会を提供する。

(3) 「犯罪被害者週間」重点啓発事業(47ページ参照)

「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)にあわせた集中的な啓発活動を実施し、府民に犯罪被害者等が置かれた様々な問題に対する理解の増進を図る。

■ 施策推進のためのオール大阪での体制整備

- 民間団体・府警察本部との協働[大阪府犯罪被害者支援会議への参画(51ページ参照)など]、市町村との連携・協力の推進(51ページ参照)、大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議(53ページ参照) ほか

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

○ 民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化

犯罪被害者等からの電話相談や、裁判所等への付き添いや代理傍聴などの直接支援活動等に取り組む民間団体（認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター）が実施する電話や面接による相談や、犯罪被害者等への直接同行等の事業への補助（大阪府犯罪被害者等支援支援事業）を実施するなど、被害者等からの多様なニーズに応えることができる体制の強化を図っています。

<大阪被害者支援アドボカシーセンターの主な支援等活動内容 >

○電話相談・面接相談

「被害のことを誰かに聞いてほしい」「これからどうなるのか聞きたい」などの相談を受けている。必要に応じて、弁護士による法律相談や臨床心理士等による心理相談も行っている。

相談電話番号	06-6774-6365	10:00～16:00 月～金（祝日・年末年始を除く）
--------	--------------	--------------------------------

○直接的支援

自宅訪問、裁判所や警察、検察庁、病院などへの付添い、代理傍聴、マスコミ対応などを行っている。

○啓発活動

- ・被害者支援を啓発するための講演会やセミナー
- ・犯罪被害者週間（11/25～12/1）のキャンペーン活動 など

○支援活動員の養成講座と研修

- ・被害者支援員養成講座（基礎コース、入門コース）の開催
- ・各種研修の継続的な実施 など

○その他、被害者自助グループの支援、広報活動、調査研究事業 などを実施

- ・支援員の養成講座等、人材養成事業の実施

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

＜参考＞

府内市町村における総合的対応窓口一覧

※大阪府内全ての市町村に犯罪被害者等への支援を総合的に実施する総合的対応窓口が設置されています。

市町村	担当室・課	電話番号
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	06-6208-7612
堺市	市民人権局市民生活部 市民協働課	072-228-7405
岸和田市	市民環境部 自治振興課	072-423-9436
豊中市	政策企画部 広報広聴課広聴係	06-6858-2034
池田市	市長公室 危機管理課	072-754-6263
吹田市	市民部 人権平和室	06-6384-1513
泉大津市	総合政策部 人権市民協働課	0725-33-1131
高槻市	総務部 危機管理室	072-674-7314
貝塚市	健康福祉部 市民相談室	072-433-7085
守口市	市民生活部 人権室	06-6992-1512
枚方市	市長公室 人権政策室	072-841-1259
茨木市	市民文化部 人権・男女共生課	072-620-1640
八尾市	危機管理課	072-924-3817
泉佐野市	市長公室 人権推進課	072-463-1212
富田林市	市民人権部 人権政策課	0721-25-1000(内 472)
寝屋川市	人・ふれあい部 危機管理室	072-824-1181(内 2307)
河内長野市	市長直轄危機管理課	0721-53-1111(内 773)
松原市	市民協働部 人権交流室	072-337-3101
大東市	市民生活部 人権室	072-870-0441
和泉市	市長公室 公民協働推進室危機管理担当	0725-99-8104
箕面市	市民部 市民サービス政策室	072-724-6717
柏原市	市民部 人権推進課	072-972-6100
羽曳野市	市民人権部 市民協働ふれあい課	072-958-1111
門真市	市民生活部 人権女性政策課	06-6902-6079
摂津市	市民生活部 自治振興課	06-6383-1133
高石市	総務部 人権推進課	072-275-6279
藤井寺市	市民生活部 協働人権課	072-939-1050
東大阪市	市長公室 広報広聴室市政情報相談課	06-4309-3123
泉南市	総合政策部 人権推進課	072-480-2855
四條畷市	市民生活部 人権政策課／市人権協会(人権政策課内)	072-877-2121／072-803-7355
交野市	総務部 人権と暮らしの相談課	072-817-0997
大阪狭山市	市民生活部 市民相談・人権啓発グループ	072-366-0011
阪南市	総務部 人権推進課	072-471-5678
島本町	総合政策部 人権文化センター	075-962-4402
豊能町	生活福祉部 住民人権課	072-739-3420
能勢町	総務部 総務課	072-734-0479
忠岡町	町長公室 人権広報課	0725-22-1122(内 136、137)
熊取町	企画部 危機管理課防災防犯グループ	072-452-9017
田尻町	住民部 生活環境課	072-466-5005
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	072-492-2759
太子町	総務部 住民人権課	0721-98-5515
河南町	住民部 人権男女共同社会室	0721-93-2500
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081

○ 犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供

一般府民の方々に犯罪被害について考えていただくため、被害者参加制度等の情報を盛り込んだパンフレットを作成し、各種啓発事業等において配布しています。

・パンフレット
「犯罪被害について考えてみましょう」



【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

○ 「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信

大阪府犯罪被害者支援ホームページを開設し、相談窓口等の情報や支援団体等に関する情報等を提供しています。

<掲載内容>

- ・施策情報（「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」等）
- ・犯罪被害者等に関する講演、シンポジウムの内容紹介
- ・相談窓口、民間支援団体・被害者団体等のリンク集 他

<掲載場所> 大阪府ホームページ トップ → 府庁の組織でさがす → 危機管理監 / 治安対策課

<アドレス> <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/>

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施

子どもに関する問題について、家庭等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、保護が必要な児童を里親委託したり、施設入所させることなどにより、児童の権利擁護、健全育成を図っています。

<相談の内容>

- ・家庭での子どもの養育についての相談、子どもの発達や障がい、子どもの不登校や性格行動面等についての相談
(例) ・家族が長期に入院する間、子どもを育てることができないので、里親や施設に預かってほしい。
・近所の子どもが虐待を受けているのではないかな。

<相談担当者>

- ・児童福祉司(ケースワーカー)、児童心理司 等

参考<大阪府子ども家庭センター(児童相談所)>

- ・大阪府内(大阪市・堺市を除く)に6か所設置し、子どもと家庭に関する相談に応じています。

(大阪市と堺市は、それぞれ大阪市こども相談センター、・大阪市南部こども相談センター、

堺市子ども相談所を設置)

※ 福祉事務所未設置の町村における生活保護の相談を行っています。

※ DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能を設置しています。

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

子ども専用電話相談の実施

子どもが24時間・365日いつでも相談できるよう、「子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置しています。

<子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル> 0120-7285-25 なにわっこ にっこり

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理

<受理時間・電話番号等>

①月曜日～金曜日/ 9:00～17:45まで 電話番号等は次頁の一覧のとおり

②PM5:45から翌朝AM9:00まで、土・日・祝日・年末年始

・夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737

※通告の内容により、必要に応じて子ども家庭センター職員が児童の安全確認等を実施します。

※市町村も児童虐待通告の窓口になっています。

- ◇ 児童相談所全国共通ダイヤル『189』にお電話いただいた場合も、お近くの地域の子ども家庭センターにつながります。

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

<大阪府子ども家庭センター一覧>

居住の市町村	担当センター	所在地[最寄駅]	電話番号・FAX 番号	虐待通告電話
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪府中央子ども家庭センター	寝屋川市八坂町28-5 [京阪本線 寝屋川市駅]	TEL (072) 828-0161 FAX (072) 828-5319	TEL 072(828)0190
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	大阪府池田子ども家庭センター	池田市満寿美町9-17 [阪急宝塚線 池田駅]	TEL (072) 751-2858 FAX (072) 754-1553	TEL 072(751)1800
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	大阪府吹田子ども家庭センター	吹田市出口町19-3 [阪急千里線 吹田駅]	TEL (06) 6389-3526 FAX (06) 6369-1736	TEL 06(6389)2099
八尾市、柏原市、東大阪市	大阪府東大阪子ども家庭センター	東大阪市永和1-7-4 [近鉄奈良線 河内永和駅]	TEL (06) 6721-1966 FAX (06) 6720-3411	TEL 06(6721)5336
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河内町、千早赤阪村	大阪府富田林子ども家庭センター	富田林市寿町2-6-1 (大阪府南河内府民センタービル内) [近鉄長野線 富田林西口駅]	TEL(0721) 25-1131(代) FAX (0721) 25-1173	TEL0721(25)2263
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府岸和田子ども家庭センター	岸和田市宮前町7-30 [南海本線 和泉大宮駅]	TEL (072)445-3977 FAX (072)444-9008	TEL 072(441)0125

※参考

		所在地	電話番号・FAX 番号	虐待通告電話
大阪市	こども相談センター (下記の4区を除く20区)	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	TEL (06) 4301-3100 FAX (06) 6944-2060	児童虐待ホットライン (フリーダイヤル) 24時間365日 TEL 0120-01-7285
	南部こども相談センター (阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区)	大阪市平野区喜連6-2-55	TEL (06) 6718-5050 FAX (06) 6797-1511	
堺市	子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1	TEL (072) 245-9197 FAX (072) 241-0088	24 時間(夜間・休日) TEL (072) 241-0066

<青少年に関わる主な相談機関>

■概ね25才までの青少年についての相談等(大阪市、堺市を除く)

各子ども家庭センター 受付:月~金 9:00~17:45 (土・日・祝日、年末年始を除く)

■こころの健康等に関する相談(大阪市、堺市を除く) 要予約

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 区 域
大阪府こころの健康総合センター	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6607-8814 (こころの電話相談)	大阪市・堺市を除く大阪府内
大阪府池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
大阪府吹田保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2225	吹田市
大阪府茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
大阪府寝屋川保健所	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771	寝屋川市
大阪府守口保健所	守口市京阪本通2-5-5	06-6993-3133	守口市、門真市
大阪府四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	四條畷市、交野市、大東市
大阪府八尾保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661	八尾市、柏原市
大阪府藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	藤井寺市、松原市、羽曳野市
大阪府富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681	富田林市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村
大阪府和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
大阪府岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
大阪府泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
東大阪市東保健センター	東大阪市南四条町1-1	072-982-2603	東大阪市
東大阪市中保健センター	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-965-6411	
東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085	
高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9332	高槻市
豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7315	豊中市
枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7625	枚方市

●18歳未満の児童相談全般(大阪市にお住まいの方) 大阪市中央児童相談所(再掲)

●こころの健康に関する相談等

大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5-15-21 (都島センタービル3階)	06-6923-0936注1 06-6923-0090注2	大阪市(注1はこころの悩み電話相談 注2はひきこもり相談窓口専用電話)
(各区)保健福祉センター	24区		大阪市各区

◆18歳未満の児童相談全般(堺市にお住まいの方) 堺市こども相談所(再掲)

◆こころの健康に関する相談等

堺市こころの健康センター	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 健康福祉プラザ3階	072-243-5500注1 072-241-0880注2	堺市(注1はこころの電話相談、注2は ひきこもり専門相談予約受付)
(各区)保健センター	8ヶ所		堺市

大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施

保護や支援を必要とする女性からの相談に応じ、また保護の必要な女性を一時保護し、自立に向けた支援を行うとともに、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行っています。

＜相談の内容＞ 配偶者・恋人からの暴力の相談、ストーカー被害、夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など
 ※DV防止法に基づく保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供(被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等に関する制度の利用等)、助言などを行う。

＜相談の対象＞ DV 被害者、女性

＜相談担当者＞ 女性相談員、ケースワーカー等

＜相談の方法＞ 電話相談、来所による面接相談

＜相談電話等＞

	電話番号等	受付時間
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890	9:00～20:00(祝日、年末年始は休み)
	夜間・祝日 DV 電話相談 06-6946-7890	上記以外の時間(来所相談は受け付けていません)
	06-6949-6181(外国人専用) ※大阪府外国人情報コーナー トリオフォン利用	9:00～17:30(土・日・祝日、年末年始は休み)

＜施設所在地＞ ・大阪府女性相談センター

大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター〔最寄り駅〕京阪・地下鉄谷町線天満橋駅

参考＜大阪府女性相談センター＞

家庭関係の破綻や生活の困窮等の様々な問題を抱え、保護や支援を必要とする女性に対する相談や一時保護を行い、必要に応じて婦人保護施設への入所決定をしている。

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施

- <相談の内容> 配偶者からの殴る蹴るといった身体的暴力のほか、精神的な暴力も含め、相談受理、各種情報提供などを実施
 ※DV防止法に基づく保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供(被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等に関する制度の利用等)、助言などを行う
- <相談の対象> 配偶者・恋人からの暴力、ストーカー被害についての相談
- <相談担当者> ・女性相談センター 女性相談員、ケースワーカー等
 ・子ども家庭センター 女性相談員等
- <相談の方法> 電話相談、来所による面接相談
- <相談電話等> 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設一覧

施設名	電話番号	受付時間	休館日等
【中心となる相談機関(婦人相談所)】 大阪府女性相談センター	06-6946-7890 06-6949-6022	9:00~20:00	祝日、年末年始
	夜間・祝日 DV 電話相談 06-6946-7890	上記以外の時間 (来所相談は受け付けていません)	
	06-6949-6181(外国人専用) ※大阪府外国人情報コー ナートリオフォン利用	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪市配偶者暴力相談支援センター	06-4305-0100	9:30~17:00	土・日・祝日 年末年始
堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
すいたストップDVステーション(DV相談室)	06-6310-7113	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
枚方市配偶者暴力相談支援センター 「ひらかたDV相談室」	050-7102-3232	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	9:00~17:00	日・祝日 年末年始

参考<配偶者暴力相談支援センター>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(いわゆるDV防止法)」において、都道府県は、婦人相談所その他の施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが定められている。

このため、大阪府では、大阪府女性相談センターを核として、府内6か所の子ども家庭センターでこの支援センターの機能を担い、市設置の支援センターとともに、府民に身近なところで専門相談に応じている。

【担当課】 福祉部子ども室 家庭支援課

ドーンセンターにおける相談の実施

カウンセリング、電話相談等を通じて、女性の心理的サポートとエンパワメントのための支援を実施しています。
また、男性のための電話相談も実施しています。

事業内容	電話番号等	相談時間	相談担当者等
女性のための電話相談	電話番号 06-6937-7800	火曜日～金曜日 17:00～21:00 土曜日・日曜日 10:00～16:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性のための面接相談 (要予約)	面接予約電話 06-6910-8588 女性面接相談予約受付時間 火曜日～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00 土曜日・日曜日 9:30～13:00 13:45～18:00	女性面接相談(※要予約) 火曜日～金曜日 17:00～21:00 土曜日・日曜日 10:00～18:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
DV被害・性暴力被害に悩む女性のための法律相談 (要予約)	問合せ・予約電話番号 06-6910-8588 (受付時間は面接予約電話と同じ)	毎月第3木曜日 14:00～16:00	女性弁護士による法律相談を行います。
DV被害者(女性)のためのサポートグループ (要予約)	問合せ・予約電話番号 06-6910-8588 (受付時間は面接予約電話と同じ)	毎月1回	女性ファシリテーターが担当します。
男性のための電話相談	電話番号 06-6910-6596	第2、3土曜日 17:00～21:00 その他の週 水曜日 16:00～20:00 ※年末年始を除く。 相談日が祝日にあたる場合は、他の週に振り替えて実施。	男性相談員が相談を受けます。

<施設所在地>

	所在地	最寄り駅
ドーンセンター (大阪府立男女共同参画・青少年センター)	大阪市中央区大手前1-3-49	京阪本線、地下鉄谷町線天満橋駅1番出口から東へ約350m

【参考】 <ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)>

ドーンセンターは、女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資し、並びに青少年活動を促進し、青少年の健全な育成に資するための施設。

【担当課】 府民文化部 男女参画・府民協働課

公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業

大阪府内の性犯罪被害の認知件数は依然として多く、平成 28 年の強姦の認知件数は東京に次いで全国で2番目、強制わいせつの認知件数は全国最多となっています。

性犯罪・性暴力被害は潜在化・継続化しやすく、被害直後から、総合的支援を行えるワンストップ支援センターの役割が重要となります。

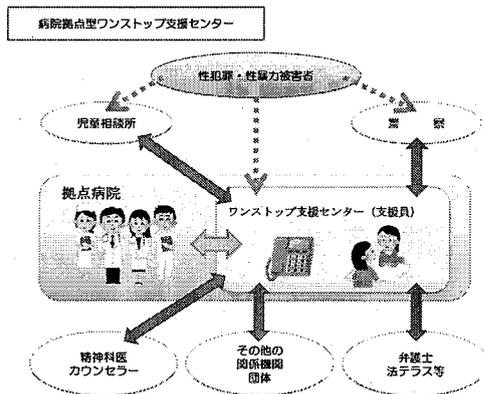
民間のワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・大阪 SACHICO*1」が実施している相談支援事業等を補助すること等により、被害者支援の安定化を図り、被害の潜在化・継続化の防止につなげています。

<事業内容>

(1)「性暴力救援センター・大阪SACHICO*1」による24時間365日の相談支援事業等への補助 (病院拠点型ワンストップ支援センター事業補助)

国の交付金を活用し、専門的な支援スキルを持った支援員による総合的支援を行っている、病院拠点型ワンストップ支援センターの「性暴力救援センター・大阪SACHICO*1」の相談支援事業に対し、府が補助を行います。

- (対象事業) ・ 相談支援事業
・ 同行支援事業



*1 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
平成 22 年 4 月に開所した府内唯一の性暴力・性犯罪被害者の病院拠点型ワンストップ支援センターです。

病院拠点型のワンストップ支援センターのメリットは、支援のコーディネート・相談ができるセンターが産婦人科医療を行う院内にあることで、1か所で支援を提供できるため、被害者の負担を軽減できることです。

24 時間ホットライン:072-330-0799

(2)『性暴力被害者支援ネットワーク』の連携・強化

性暴力救援センター・大阪SACHICOを核にした、地域(2次医療圏)の協力医療機関との『性暴力被害者支援ネットワーク』の連携・強化に取り組んでいます。

性暴力救援センター・大阪SACHICOで医療的支援を受けることができますが、急性期の医療的支援については、身近な病院(協力医療機関)の産婦人科でも受けることができる体制(ネットワーク)づくりをしています。

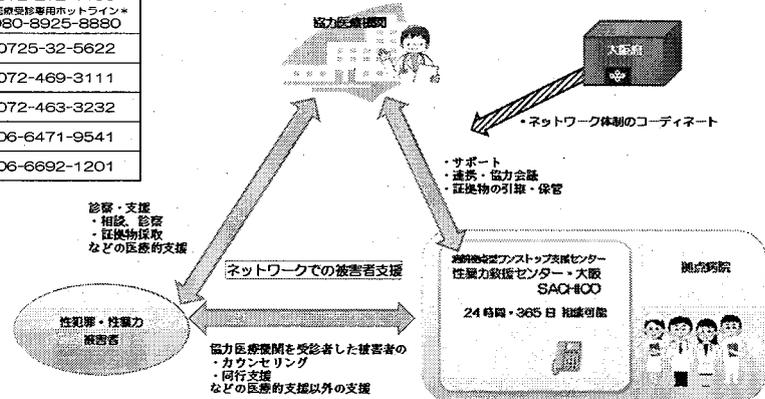
カウンセリング等の中長期的な支援を必要とされる場合は、性暴力救援センター・大阪SACHICOで受けることができます。

医療圏	住所地	協力医療機関	電話番号(病院代表)
豊能	吹田市	社会福祉法人 恩賜財団大阪府済生会吹田病院	06-6382-1521
三島	高槻市	社会医療法人愛仁会 高槻病院	072-681-3801
中河内	八尾市	八尾市立病院	072-922-0881
堺市	堺市	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199 *医療相談専用ホットライン* 080-8925-8880
泉州	泉大津市	泉大津市立病院	0725-32-5622
	泉佐野市	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	072-469-3111
大阪府	大阪市	社会医療法人愛仁会 千船病院	072-463-3232
	大阪市	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	06-6471-9541 06-6692-1201

<協力医療機関一覧(H29.6時点)>

受診にあたっては事前に電話にて問い合わせをしてください

「性暴力被害者支援ネットワーク」での 協力医療機関とSACHICO、大阪府の関係(図示)



【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

母子・父子自立支援員等による相談の実施

ひとり親家庭等の生活の安定や自立のため、母子・父子自立支援員による相談や母子・父子福祉センターにおける相談等を行っています。

＜事業内容＞

- 市及び島本町においては、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置
- 福祉事務所未設置の8町1村については、その区域を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）に配置された母子・父子自立支援員が対応

	電話番号	管轄区域
大阪府池田子ども家庭センター	(072) 751-2858	豊能町、能勢町
大阪府富田林子ども家庭センター	(0721) 25-1131	太子町、河南町、千早赤阪村
大阪府岸和田子ども家庭センター	(072) 441-2760	岬町、田尻町、熊取町、忠岡町

○大阪府母子・父子福祉センターでひとり親家庭等の自立支援について相談受付

	電話番号	受付時間等
ひとり親家庭生活相談	(06) 6762-9498	毎週月～土曜日 10時～16時(随時)
法律相談		毎月第2土曜日と 奇数月第3木曜日 13時～15時(要予約)
養育費相談		毎週火・木曜日 10時～15時(要予約)

参考＜大阪府母子・父子福祉センター 清香会館＞

ひとり親家庭等の自立を支援するために、社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会が運営
 大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター5F TEL:06-6762-9995

- 主な事業 ○相談事業
- 日常生活支援事業(43ページ参照)
 - 母子家庭等就業・自立支援センター事業(45ページ参照)
(就業支援講習会含む)

【担当課】 福祉部子ども室 子育て支援課

ひとり親家庭等生活向上事業

○ひとり親家庭等相談支援事業(土日夜間電話相談)

ひとり親家庭の方の子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて、夜間・休日において、気軽に相談でき、適切なアドバイスを行うための電話相談事業を実施しています。

電話番号	相談受付時間
072-923-4152	土・日・祝休日 10:00～17:00 夜間 18:00～23:00 (年末年始は除く)

○家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの支援に関する講習会を開設するとともに各種生活相談に応じています。

<問い合わせ先> 大阪府母子・父子福祉センター 電話 06-6762-9995
(大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内)

なお、市町村においても、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、子どもの生活・学習支援、情報交換の場の提供などの各種事業を実施しています。(事業内容については、各市町村に確認が必要)

【担当課】 福祉部子ども室 子育て支援課

大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施（教育総合相談事業）

大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、面接及びEメールによる相談に応じて、相談者自身が問題の解決に向かうことができるよう支援しています。（面接相談は、事前に学校を通しての申し込みが必要です。）

- <相談の内容>
- ・不登校など学校における不適応
 - ・学校におけるセクシュアル・ハラスメント
 - ・家庭における子育て、しつけ
 - ・発達の遅れ、障がいのある子どもの生活や学習・指導
 - ・学級経営
 - ・進路や進路変更(中途退学等) など

<相談の対象> 子ども・保護者・教職員

<相談担当者>
精神科医、臨床心理士、教員経験者、指導主事など

<相談時間>

電話・面接相談	月～金 9:30～17:30(祝日、年末年始は休み)
Eメール相談・FAX相談	24時間受付(返信は後日になる)

<電話番号等>

子どもからの相談 (すこやかホットライン)	電話 06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp	FAXによる相談 FAX 06-6607-9826
保護者からの相談 (さわやかホットライン)	電話 06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
教職員からの相談 (しなやかホットライン)	電話 06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
高校中退に関する相談窓口	電話 06-6607-7353	

・スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、原則として相談者と同性の相談員が対応。

<施設所在地>大阪府教育センター 本館5階 教育相談室
大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

※平日の相談時間以外や土、日、祝日の電話相談については
24時間対応「すこやか教育相談24」（電話 0120-0-78310）をご利用ください。
全国統一の24時間子供SOSダイヤルです。

電話を発信した地域を担当する、都道府県又は政令市の相談機関でお受けします。
この子供SOSダイヤルの名称は、都道府県・政令市ごとで異なります。

【担当課】 教育庁教育振興室 高等学校課

被害者救済システム運用事業

■ 被害者救済システムとは

児童・生徒が学校において体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合に、児童・生徒の最善の利益に向けた支援活動を行うシステムです。被害にあった児童・生徒やその保護者等からの相談を民間権利擁護機関が受け付け、解決に向けて一貫した支援を行います。

■ 児童・生徒の支援活動としての調整や救済の申立

民間権利擁護機関は、体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等に関する児童・生徒やその保護者及び民間相談機関からの相談（電話・面接）を受け付けるとともに、当該児童・生徒及びその保護者が希望する場合は、解決に向けた調整や大阪府教育委員会に対する救済の申し立てを行います。

■ 評価委員会による検証・評価・提言

申立等を受けて、府教育委員会が行った市町村教育委員会・学校への指導や支援が、児童・生徒の最善の利益にかなったものとなったかどうかを、弁護士、学識経験者、精神科医等を委員とする『評価委員会』が、検証・評価・提言を行います。

府教育委員会は、評価委員会による検証・評価・提言を受け、救済やケアの在り方についての課題と改善方を整理し、解決に向けた取組みの充実やシステム運用の改善に努めます。

■ 対象

府内の公私立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校・支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

	電話番号	受付時間等	相談担当者
民間権利擁護機関 （アドボカシーセンター）	06-4394-8754	月・火・木 10:00～20:00	児童・生徒等の電話相談の専門 相談員が対応。

【担当課】 教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課、私学課

スクールカウンセラー等の配置

大阪府内の公立学校において、児童、生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談等に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を配置しています。

■ 対象

府内の公立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

■ 実施内容（実施頻度、予約の可否・方法等）

各学校によって異なります。詳細は、在籍校にお問合せください。

なお、府立支援学校では、「福祉医療関係人材活用事業」により、臨床心理士が対応しています。

【担当課】 教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課

大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応

「大阪府外国人情報コーナー」を開設し、府内に在住する外国人に、外国語による情報提供や相談を行っています。

<対応言語> 9か国語
(英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・フィリピン語・ベトナム語・日本語)

<相談方法> 来所・電話・ファクシミリ・電子メール
※ファクシミリ、メールでの相談は日本語・英語のみ。

<相談の内容> 在留資格、労働、医療、福祉など様々な情報を提供

<相談電話等>

開設場所	所在地〔最寄り駅〕	相談専用電話	受付時間
公益財団法人 大阪府国際交流 財団	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階 【地下鉄中央線・堺筋線堺筋本町駅】 【地下鉄谷町線谷町四丁目駅】	TEL 06-6941-2297 FAX 06-6966-2401	月～金 9:00～17:30 (祝日・年末・年始は除く)

※電子メールでの相談については、下記ホームページで紹介している。

(掲載場所) [大阪府ホームページ トップ](#) → [各種ご相談窓口のご案内](#) → [外国人相談／大阪府外国人情報コーナー](#)
→ [大阪府外国人相談コーナー](#)

(アドレス) <http://www.ofix.or.jp/life/index.html>

※10か国語(日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語)で、外国人の方の生活に密着した情報(大阪生活必携)をホームページに掲載している。

【担当課】 府民文化部都市魅力創造局 国際課

大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備

婦人保護事業の観点から、外国人を対象とした電話相談を実施しています。

※通訳者は常住していないため、事前に調整が必要(英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・ベトナム語・タイ語の8か国語圏の通訳を確保)

【相談の内容、電話番号、受付時間等は、10ページ参照】

【担当課】 福祉部子ども室 家庭支援課

(2) 深刻な犯罪等被害からの回復支援

a 心身の被害の防止・回復に向けた支援

心のケア支援

大阪府こころの健康総合センターにおける専門相談の実施

大阪府こころの健康総合センターでは、こころの病に悩むご本人やそのご家族を対象に、相談を行っています。

○ 相談

① 専門相談(予約制)

アルコール、薬物、ギャンブルなど、依存症全般を対象とした「依存症相談」、自死遺族の方を対象とした「自死遺族相談」を実施しています。

※予約制

※対象は、大阪府内(大阪市・堺市を除く)にお住まいの方

※大阪府保健所においても精神保健福祉相談(こころの健康相談)を実施しています。

	電話番号等	受付時間
専門相談	(予約制) 直通電話(06)6691-2818	月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始は除く)

② こころの電話相談

こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスなどを知りたい方のための電話相談を行っています。

※電話によるカウンセリングではありません。

(相談担当者) ケースワーカー、臨床心理技術者など

(受付時間等)

	電話番号等	受付時間
こころの電話相談	相談専用電話(06)6607-8814	月～金 9:30～17:00 (祝日、年末年始は除く)

<施設所在地等>

	最寄り駅
大阪府こころの健康総合センター (所在地) 大阪市住吉区万代東3丁目1-46 (代表電話) 06-6691-2811	●大阪市バス「天王寺駅前」より 62, 63A:「住吉車庫前」行 63:「浅香」行 64:「おりおの橋」行 にて「府立総合医療センター」下車徒歩1分 ●大阪市営地下鉄・御堂筋線 「西田辺」駅下車徒歩約20分 「長居」駅下車徒歩約20分 ●南海電鉄高野線 「住吉東」駅下車徒歩約15分 「帝塚山」駅下車徒歩約20分 ●阪堺電気軌道上町線「帝塚山四丁目」駅下車徒歩約7分 ●JR阪和線「長居」駅下車徒歩約15分

参考〈こころの健康総合センター〉

- ・精神保健の向上及び精神障害者の福祉の向上を図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第6条に規定される精神保健福祉センターとして、平成6年に設置。
- ・大阪府の精神保健福祉に関する中核施設として、地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくり、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることをめざしている。

(業務内容)

- ・こころの健康づくりに関する総合的な啓発普及
- ・府職員及び関係機関職員への研修
- ・相談
- ・地域活動への支援
- ・精神医療審査会
- ・自立支援医療審査会に関すること
- ・精神障害者保健福祉手帳に関すること

【担当課】健康医療部保健医療室 地域保健課

保健所等におけるこころの健康相談の実施

精神保健福祉相談担当職員、精神科医師(嘱託医)等によるご本人やその家族等に対するこころの健康相談を実施しています。

<相談の内容> 「病気がどうか」「どの医療機関に行けばいいの」などの相談をはじめ、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などのこころの病に関する相談

<相談担当者> ケースワーカー、保健師
必要に応じて精神科医師(嘱託医)による相談も実施

<相談の方法> 電話相談、面接相談及び訪問(予約制)

<相談日> 月～金(祝日及び年末年始を除く)

<電話番号等>

	名称	所在地	代表電話	管轄区域	相談時間等
大阪府の保健所	池田保健所	池田市満寿美町3-19	TEL.072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町	月～金 9:00～17:45
	吹田保健所	吹田市出口町19-3	TEL.06-6339-2225	吹田市	
	茨木保健所	茨木市大住町8-11	TEL.072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町	
	寝屋川保健所	寝屋川市八坂町28-3	TEL.072-829-7771	寝屋川市	
	守口保健所	守口市京阪本通2-5-5	TEL.06-6993-3133	守口市・門真市	
	四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	TEL.072-878-1021	四條畷市・交野市・大東市	
	八尾保健所	八尾市清水町1-2-5	TEL.072-994-0661	八尾市・柏原市	
	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	TEL.072-955-4181	藤井寺市・羽曳野市・松原市	
	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	TEL.0721-23-2681	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村	
	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	TEL.0725-41-1342	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町	
	岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	TEL.072-422-5681	岸和田市・貝塚市	
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	TEL.072-462-7701	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町		
中核市保健所(保健センター)	東大阪市東保健センター	東大阪市南四条町1-1	072-982-2603	東大阪市	月～金 9:00～17:30
	東大阪市中保健センター	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-965-6411		
	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085		
	高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9332	高槻市	月～金 8:45～17:15
	豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7315	豊中市	月～金 9:00～17:15
	枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7625	枚方市	月～金 9:00～17:30

【担当課】健康医療部保健医療室 地域保健課

大阪府人権相談窓口の運営

一般財団法人大阪府人権協会に委託して、人権に関する府民からの相談に応じて情報提供や適切な相談機関等の紹介などを行っています。

<相談曜日・時間>

	曜 日	時 間
平日相談	月曜日～金曜日 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)除く	9時30分～17時30分
夜間相談	火曜日 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)除く	17時30分～20時30分
休日相談	毎月 第4日曜日	9時30分～17時30分

なお、この時間帯で相談が難しい場合は、都合の良い日程をお聞きし、相談をお受けします。

○弁護士相談

法的なアドバイスが欲しいなど、人権問題に関わるご相談をお受けします。(事前予約が必要です)

<相談方法>

○電話相談

専用電話番号 06-6581-8634

○面接相談

専門の相談員が対応します。直接大阪府人権協会までお越しください。できる限り事前にご連絡ください。

【実施場所】 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

一般財団法人 大阪府人権協会

JR大阪環状線「弁天町」駅北口より約600m

地下鉄中央線「弁天町」駅4番出口より約700m

HRCビルに有料駐車場があります

○その他 下記の方法で「府人権相談窓口宛て」にご連絡ください。

メール so-dan@jinken-osaka.jp

手紙等 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

F A X 06-6581-8614

【担当課】 府民文化部人権局 人権擁護課

児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施

子ども家庭センターにおいて相談を受理した児童について、緊急保護・行動観察・短期入所指導等の理由が必要がある場合、一時保護を行っています。

※子ども家庭センターの概要については、7ページを参照。

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

DV等により緊急に保護を要する女性のための一時保護の実施

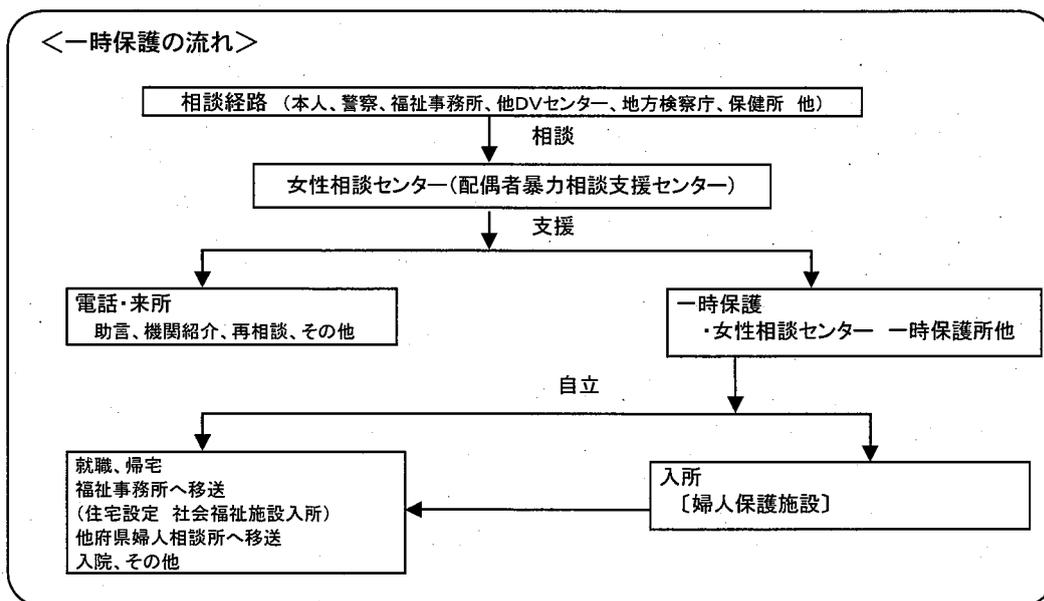
配偶者の暴力等で緊急に保護を必要とする女性のため、一時保護事業を行っています。

○女性相談センター 一時保護

<一時保護の概要>

・暴力等により避難、保護の必要な女性を一時的に保護し、各機関と協力し、本人の意思を尊重しながら、自立に向けての支援を行う。

※大阪府女性相談センターの概要については、10ページを参照



【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

社会的養護関係施設への入所による回復支援

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護関係施設は保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する、また家庭での生活が困難な母子に対し自立に向けた支援を行う機能を持ちます。

※社会的養護関係施設とは、里親・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設のことを指します。

社会的養護関係施設への入所による回復支援については、第二次大阪府社会的養護体制整備計画に位置付けている「大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン」に基づき、下記の取組を進めています。

大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン

＜「家庭における養育環境と同様の養育環境」の実現＞

里親のリクルート、研修、マッチングまでの一貫した支援を実施できる里親支援機関を設置し、里親制度の充実を図っています。

＜「できる限り良好な家庭的環境」の実現＞

小規模施設における、小集団を生活単位とした養育環境の充実を図っています。

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業

【再掲 13ページ参照】

〔詳細は13ページをご覧ください。〕

民間のワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・大阪 SACHICO*1」が実施している相談支援事業等を補助すること等により、被害者支援の安定化を図り、被害の潜在化・継続化の防止につなげています。

＜事業内容＞

- (1)「性暴力救援センター・大阪SACHICO*1」による24時間365日の相談支援事業等への補助
(病院拠点型ワンストップ支援センター事業補助) [※24時間ホットライン:072-330-0799]

国の交付金を活用し、専門的な支援スキルを持った支援員による総合的支援を行っている、病院拠点型ワンストップ支援センターの「性暴力救援センター・大阪SACHICO*1」の相談支援事業に対し、府が補助を行います。

(対象事業) ・相談支援事業、・同行支援事業

- (2)『性暴力被害者支援ネットワーク』の連携・強化

性暴力救援センター・大阪SACHICOを核にした、地域(2次医療圏)の協力医療機関との『性暴力被害者支援ネットワーク』の連携・強化に取り組んでいます。

性暴力救援センター・大阪SACHICOで医療的支援を受けることができますが、急性期の医療的支援については、身近な病院(協力医療機関)の産婦人科でも受けることができる体制(ネットワーク)づくりをしています。

カウンセリング等の中長期的な支援を必要とされる場合は、性暴力救援センター・大阪SACHICOで受けることができます。

〔*1 性暴力救援センター・大阪 SACHICO:平成22年4月に開所した府内唯一の性暴力・性犯罪被害者の病院拠点型ワンストップ支援センター〕

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施

殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ短期的な居住の場を提供するため、府警察本部と連携して、府営住宅の一時使用(目的外使用)を実施しています。

○犯罪被害者等への府営住宅の一時使用について(概要)

対 象	殺人、放火、強制的性交等、強盗、強制わいせつ又はストーカー行為により、従前の住宅に一時的又は永続的に居住することができなくなった被害者又は遺族、家族
一時使用期間	原則6ヶ月(最長1年)
対象住宅	府内(北部・中部・南部)の府営住宅 ※対象住宅の所在地等は、安全確保のため秘匿事項として扱う
住宅内の備品	照明 冷蔵庫 洗濯機 エアコン等を配置
手 続	住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課において、被害者等が使用許可の申請を行う。 (収入証明書、住民票が必要) <手続の流れ> (1)使用許可申請 ・住宅経営室経営管理課に下記の書類を添えて申請 ・「犯罪被害による府営住宅一時使用許可申請書」 ・「入居しようとする者全員の住民票又は、居所を証明するもの」 ・「収入に関する証明書」 (2)住宅経営室経営管理課が府警察本部に申請内容(被害内容)を確認 (3)住宅経営室経営管理課が入居資格審査・使用料算定 (4)使用許可が出れば、各府営住宅管理センターで鍵渡し、入居
使用料(家賃)	収入月額により決定する。(敷金なし) ※使用料以外に、共益費、浴槽リース料、光熱水費、自治会費等は本人負担

【担当課】 住宅まちづくり部住宅経営室 経営管理課、青少年・地域安全室 治安対策課

府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供

府営住宅を活用し、配偶者からの暴力被害者が一時利用するための住戸の提供を行い、被害者の円滑な自立を支援しています(保護命令発令または一時保護利用者で女性相談センター長の推薦を受けたもの)。

<使用可能住宅> 府営住宅 2戸 (平成18年1月設置)
※寝具、電灯、冷蔵庫等を貸与 [DV被害者自立支援(ステップ・ハウス)事業]

<利用期間> 原則6ヶ月間(最長1年)

【担当課】 住宅まちづくり部住宅経営室 経営管理課、福祉部子ども室 家庭支援課

DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用

DV被害者等のひとり親世帯、単身者世帯及び犯罪被害者等を、府営住宅の福祉世帯向け募集への入居申し込みが可能となるよう運用しています。

※福祉世帯向け募集区分とは

- ・総合募集において、特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただけるように福祉世帯向け募集区分を設定しています。
- ・府営住宅の募集戸数の約6割を福祉世帯向けとして、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、単身者世帯及び犯罪被害者等の世帯などを対象に募集を実施しています。

<DV被害者への福祉世帯向け募集の概要>

「共通申込資格」のすべての条件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

(1) ひとり親世帯

20歳未満の児童を扶養している世帯で次のいずれにも当てはまる世帯

- ・母子世帯等に準じる状況にある世帯（配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合）
 - ・大阪府内配偶者暴力相談支援センター（大阪府各子ども家庭センター、大阪市区保健福祉センター地域保健福祉課、堺市区役所子育て支援課等）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方
- （注）証明書については、入居資格審査時に提出が必要。

(2) 単身者世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2号に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による婦人保護施設の保護（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

（注：（ア）については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、また、（イ）については裁判所が命令した保護命令の写しが必要）

<犯罪被害者等への福祉世帯向け募集の概要>

「共通申込資格」のすべての条件を満たし、かつ、2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又はその同居しようとする親族が次の(1)から(3)のすべてに該当する世帯

(1) 府内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内（募集期間末日現在）の方

(2) (1)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方

(3) (1)の犯罪状況について確認できる方

（注）上記(1)には危険運転致死を含む

<募集期間> 総合募集 4月、6月、8月、10月、12月、2月（年6回）抽選

【担当課】住宅まちづくり部住宅経営室 経営管理課、福祉部子ども室 家庭支援課

『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供

エル・おおさか(府立労働センター)内の「OSAKAしごとフィールド」は性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての求職者に対応し、就職活動についてのきめ細やかな情報の提供や個別支援を実施しています。就職活動のポイントが学べるセミナー、職場体験、求人紹介等を実施しており、カウンセラーが就職決定のために必要なサービスを求職者に応じてアドバイスします。

OSAKAしごとフィールド

<所在地> 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか(府立労働センター)本館2・3階(受付は2階です。)

[最寄り駅]地下鉄谷町線・京阪 天満橋駅

<電話番号> 06-4794-9198

<開館時間> 月～金:9:30～20:00

土:9:30～16:00

(利用サービスによって異なるため要確認)

<休館日> 日・祝・年末年始

名称	対象、サービス内容
カウンセリング(要予約)	これまでの仕事内容や希望をお伺いし、早期就職決定につながるサポートを行います。
面接特訓(要予約)	応募先を想定し、本番さながらの模擬面接を行います。応募書類もあわせてチェックします。
セミナー(要予約)	マナーや身だしなみ、書類の書き方や多様な業界の研究など、就活に役立つ講座を開講しています。
大阪府地域若者サポートステーション	働くことに対して様々な悩みを持つ15歳から39歳のニート状態の若者とその家族の方に対して、働くことへ一歩踏み出せるよう、相談・体験などの支援を行っています。 <相談時間> 月～金 10:00～16:00 予約優先 毎月第3土 10:00～16:00 夜間相談(木・金/不定期) 17:00～20:00 ※日・祝・年末年始休
働くママ応援コーナー	仕事と子育ての両立を目指す方に、就職活動や保育所探しのアドバイスを行っています。就職活動中、隣接する保育施設にてお子様の一時保育サービス(無料)をご利用いただけます。(要予約) <相談時間>月～金 10:00～17:30
シニア就業促進センター	55歳以上の方を対象に、それぞれの希望にあわせてお仕事探しのアドバイスや、関係機関の情報提供をします。
大阪東ハローワークコーナー	ハローワークの職員による職業紹介や職業訓練の受講指導等を実施します。求人情報検索用のPCを設置しており、求人検索が可能です。 <利用時間>月～金 10:00～18:30 ※土・日・祝・年末年始休

【担当課】 商工労働部雇用推進室 就業促進課

大阪府総合労働事務所における労働相談等の実施

働く上での労使間のトラブル等(解雇、退職勧奨、職場のいじめなど)について、労使の自主的な問題解決を支援する立場から、電話、面談により相談に応じ、助言・アドバイス等を行っています。高度な知識や判断を要する相談については、弁護士や社会保険労務士等による専門相談を実施しています。

さらに、総合労働事務所と労働委員会の連携により、労働相談から「調整」「あっせん」までを行う「個別労使紛争解決支援制度」を実施しています。

○労働相談

(相談の内容) 事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を実施

(相談の対象) 府内在住・在勤の勤労者、事業主

(相談の方法) 電話相談、面談相談

(相談担当者) 総合労働事務所職員等
※弁護士、社会保険労務士による専門相談も実施
(予め、職員による相談を経た上で、事前予約により実施しています。)

相談窓口	相談専用電話	日常相談	夜間相談(※)	所在地
大阪府総合労働事務所	06-6946-2600	月～金 9:00～17:45	第1・2・3・5木曜日 20:00まで	大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階
〃 南大阪センター	072-273-6100	(土・日・祝日・年末 年始を除く)	第4木曜日 20:00まで	堺市西区鳳東町4-390-1 大阪府泉北府民センタービル2階

※木曜日が祝日の場合は、その翌日の金曜日に実施

○個別労使紛争解決支援制度

個別労使紛争(労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争)について、総合労働事務所と労働委員会の連携による「調整」「あっせん」の制度を設け、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を支援しています。

※ この制度を利用するにあたっては、事前に労働相談を受ける必要があります。原則として、相談者自身が、一定の取組を行ったにもかかわらず、紛争当事者間では解決が困難な場合に実施します。

【担当課】 商工労働部雇用推進室 労政課

市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施

各市町村地域就労支援センターでは、就職困難者に対して、専門的就労支援コーディネーターが就職に関する相談に応じるほか、各種講習や求人情報の提供等の支援を実施しています。

市町村名	住所	連絡先
大阪市	大阪市浪速区木津川 2-3-8 A'ワーク創造館内	06(6567)6890
堺市	堺市堺区大仙西町 2-69-9 (公財)堺市就労支援協会内	072(244)3711
岸和田市	岸和田市岸城町 7-1 岸和田市魅力創造部産業政策課内	072(423) 9621
豊中市	豊中市三和町 1-1-63 豊中市立労働会館内	06(6334)5211
	豊中市北桜塚2-2-1 生活情報センターくらしかん内	06(6858) 6861
池田市	池田市栄本町 9-1 池田市立コミュニティセンター内	072(751)0574
吹田市	吹田市片山町 1-1 メロード吹田1番館2階 JOB ナビすいた内	06(6310)5866
	吹田市岸部中 1-22-2 吹田市交流活動館内	06(6388)5504
泉大津市	泉大津市下条町 11-28 泉大津市立労働青少年ホーム内	0725(23)8689
高槻市	高槻市桃園町 2-1 高槻市役所総合センター8階(健康福祉部福祉 事務所生活福祉支援課)	072(674)7767
貝塚市	貝塚市島中 1-17-1 貝塚市福祉部市民相談室内	072(433)7086
守口市	守口市河原町 10-15 テルプラザ2階 ラ・ポール内	06(6992)1290
枚方市	枚方市岡東町 12-1-502 サンプラザ 1号館 5階 枚方市人権まちづくり協 会内	072(841)1381
茨木市	茨木市駅前 3-8-13 茨木市産業環境部商工労働課内	072(620)1620
八尾市	八尾市光町 2-60 八尾市ワークサポートセンター内	072(929)0040
	八尾市桂町 2-37 桂人権コミュニティセンター内	072(922)1827
	八尾市安中町 8-5-30 安中人権コミュニティセンター内	072(922)1892
泉佐野市	泉佐野市上町 3-11-48 泉佐野市生活産業部まちの活性化課内	072(469)3131
	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター内	072(464) 5726
	泉佐野市南中程井 476-2 泉佐野市立南部市民交流センター内	072(466) 6464
富田林市	富田林市若松町 1-9-12 人権文化センター内	0721(24)3700
寝屋川市	寝屋川市東大和町 2-14 寝屋川市立産業振興センター内	072(828)0751
河内長野市	河内長野市原町 1-1-1 河内長野市環境経済部産業観光課内	0721(53)1111
松原市	松原市阿保 1-1-1 松原市市民生活部産業振興課内	072(337)3112
大東市	大東市野崎 1-24-1 野崎人権文化センター内	072(879)1818
	大東市北条 3-10-5 北条人権文化センター内	072(877)5050
	大東市住道 2-2 大東サンメイツ2番館4階ワークサポート大東内	072(870)5370

市町村名	住所	連絡先
和泉市	和泉市府中町 2-7-5 和泉市環境産業部商工労働室内	0725(99)8124
	和泉市伯太町 6-1-20 ゆう・ゆうプラザ(和泉市立人権文化センター)内	0725(99)8124
	和泉市いぶき野 5-4-7 和泉シティプラザ南棟 2階	0725(99)8124
	和泉市太町 552 和泉市北部リージョンセンター	0725(99)8124
	和泉市仏並町 398-1 和泉市南部リージョンセンター	0725(99)8124
箕面市	箕面市西小路 4-6-1 箕面市地域創造部箕面営業室内	072(724)6727
	箕面市萱野 1-19-4 萱野中央人権文化センター内	072(722)7400
	箕面市桜ヶ丘 4-19-3 桜ヶ丘人権文化センター内	072(721)4800
柏原市	柏原市大正 2-10-1 柏原市産業会館(K・Iホール)内2階	072(972)5573・ 5586
羽曳野市	羽曳野市向野 2-9-7 羽曳野市立人権文化センター内	072(937)0860
	羽曳野市萱田 4-1-1 羽曳野市生活環境部産業振興課内	072(958)1111
門真市	門真市中町 1-1 門真市市民生活部人権女性政策課内	06(6902)6079
摂津市	摂津市三島 1-1-1 摂津市生活環境部産業振興課内	06(6383)1362
高石市	高石市加茂 4-1-1 高石市政策推進部経済課内	072(275)6164
藤井寺市	藤井寺市岡 1-1-1 藤井寺市政策企画部魅力創造課内	072(939)1337
東大阪市	東大阪市長瀬町 3-4-3 長瀬人権文化センター内	06(6727)1920
	東大阪市荒本 2-6-1 荒本人権文化センター内	06(6784)5811
泉南市	泉南市樽井 9-16-2 泉南市人権ふれあいセンター内	072(485)1401
四條畷市	四條畷市中野本町 1-1 四條畷市市民生活部人権政策課内	072(877)2121
交野市	交野市天野が原町 5-5-1 交野市総務部人権と暮らしの相談課内	072(817)0997
大阪狭山市	大阪狭山市狭山 1-2384-1 大阪狭山市市民部農政商工グループ内	072(366)6789
阪南市	阪南市尾崎町 35-1 阪南市市民部まちの活力創造課内	072(472)6111
島本町	三島郡島本町広瀬 2-22-27 島本町立人権文化センター内	075(961)7830
豊能町	豊能郡豊能町余野 414-1 豊能町建設環境部農林商工課内	072(739)3424
能勢町	豊能郡能勢町宿野 28 能勢町環境創造部地域振興課内	072(734)3976
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1 忠岡町産業まちづくり部産業振興課内	0725(22)1122
熊取町	泉南郡熊取町野田 1-1-1 熊取町住民部産業振興課内	072(452)6085
田尻町	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 883-1 田尻町総合保健福祉センター内	072(466)5008
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川 1905-22 岬町文化センター内	072(492)0341
太子町	南河内郡太子町大字山田 88 太子町まちづくり推進部にぎわいまちづくり課内	0721(98)5521
河南町	南河内郡河南町大字白木 1359-6 河南町まち創造部環境・まちづくり推進課内	0721(93)2500
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪村大字水分 180 千早赤阪村観光・産業振興課内	0721(72)0081

【担当課】 商工労働部雇用推進室 就業促進課

大阪府立高等職業技術専門学校等における職業訓練の実施

就職・転職しようとする人のために、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得できるよう、府内5か所の府立高等職業技術専門学校及び大阪障害者職業能力開発校において、職業訓練を実施しています。

名称	住所・電話番号	科目名(平成28年度)
大阪府立北大阪高等職業技術専門学校	枚方市津田山手 2-11-40 072(808)2151	ものづくり基盤技術、ものづくり加工技術、産業ロボットシステム、組込みシステム、建築設計、住宅設備、インテリア木工 ＜知的障がいのある方＞ワークトレーニング
大阪府立芦原高等職業技術専門学校	大阪市浪速区木津川 2-3-15 06(6561)5383	ビル設備管理、ビル・ハウスクリーニング、建築内装 CAD ＜発達障がいのある方＞キャリアチャレンジ ＜知的障がいのある方＞ワークアシスト
大阪府立東大阪高等職業技術専門学校	東大阪市菱江 6-9-10 072(964)8836	電気工事、機械加工技術、溶接・板金技術、機械 CAD 設計 ＜新中卒等の方＞溶接技術
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校	大阪市天王寺区上汐 4-4-1 06(6776)9900	トータルサポート事務実務、会計実務、不動産ビジネス実務、総務・オフィス実務、IT 活用・企画提案実務、ショップ運営実務
大阪府立南大阪高等職業技術専門学校	和泉市テクノステージ 2-3-5 0725(53)3005	自動車・車体整備、Webシステム開発、電気主任技術、情報通信、空調設備、環境分析
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台 5-1-3 072(296)8311	＜身体障がいのある方＞OAビジネス、CAD技術、Web デザイン、オフィス実践 ＜知的障がいのある方＞ワークサービス ＜精神障がいのある方＞職域開拓 ＜発達障がいのある方＞Jobチャレンジ

＜参考＞

・科目により、年齢などの条件があります。

・諸経費

入校選考料 2,200円(入校願書提出に際して、納付していただきます)

入校料 5,650円(入校選考に合格した方に、納付していただきます)

授業料 118,000円(年額)

授業料については、免除制度があります。詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課(06-6210-9532)までお問合せください。

教科書代、作業服代などの実費が必要です。

※芦原高等職業技術専門学校、夕陽丘高等職業技術専門学校、大阪障害者職業能力開発校、障がいのある方向けの科目及び新中卒等の方向けの科目については授業料等が無料です。

・入校時期

春(4月、4月末)、夏(7月)、秋(10月)の年4回

・募集時期

4月入校生	A日程募集	1月上旬から1月下旬頃
	B日程募集	1月下旬から3月中旬頃(欠員があった場合のみ)
	C日程募集	3月中旬から4月中旬頃(4月末入校、欠員があった場合のみ)
7月入校生	A日程募集	4月中旬から5月中旬頃
	B日程募集	5月中旬から6月中旬頃(欠員があった場合のみ)
10月入校生	A日程募集	6月中旬から7月下旬頃
	B日程募集	8月上旬から9月中旬頃(欠員があった場合のみ)

(障がい者を対象とした科目は募集時期が異なります)

・訓練期間

6か月間、1年間又は2年間(科目により異なります)

・訓練時間

平日(月～金) 9:00～16:30
※校、科目によって訓練時間が異なります

・休校日

土・日曜日、祝日(夏期休校、冬期休校、春期休校がありますが、各校で異なります)

【担当課】商工労働部雇用推進室 人材育成課

大阪府私立高等学校等授業料減免制度

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校(全日制・定時制・通信制課程)、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒及び大阪府内の私立専修学校高等課程等に在籍する生徒の学資負担者(大阪府内在住の方に限ります。)が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

※この制度は奨学金とは異なり、返済する必要はありません。

※過去、この制度により授業料の減免を受けたことがある方は対象となりません。

〈対象・助成〉

補助対象期間の授業料の全額が免除される場合	在籍する児童及び生徒の学資負担者(大阪府内に在住の者)が勤務先の倒産、解雇(経営状況の悪化によるものに限る。)、自営業の廃業(経営状況の悪化によるものに限る。)等により失職し、引き続き失職している場合
授業料の2分の1が免除される場合	当該年の所得が、前年の所得の2分の1以下に減少する見込みかつ、当該年の課税総所得金額(見込み)が98万円に次の金額(※)を加えた額以下になる場合 (ただし、前年の課税総所得金額が98万円に次の金額(※)を加えた額以下になる場合は対象となりません。) (※)0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり330千円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり120千円

〈申請の手続き〉

・在籍する私立学校で申請手続きを行います。私立学校から配付される授業料減免申請書に「雇用保険受給資格者証」、「廃業届」、「納税通知書」等の必要書類を添付のうえ、定められた期限までに学校へ提出してください。

【担当課】 教育庁 私学課

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度

大阪の子どもたちが、中学卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金と併せて、大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

・対象者:

○就学支援金(国制度)

- ①毎月1日に、日本国内の私立高等学校等に在学していること。
- ②保護者の市町村民税所得割額(親権者合算)が、304,200円未満であること。

○授業料支援補助金(府制度)

- ①生徒とその保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
- ②10月1日(基準日)に大阪府内の私立高等学校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- ③生徒が就学支援金を受給していること。
- ④保護者の市町村民税所得割額(親権者合算)が基準の範囲内であること。

※この制度は奨学金とは異なり、返済する必要はありません。

<対象・助成 ※平成29年度以降入学生の場合>

【全日制】

〔2段書きの上段()は、私立高校生等が3人以上いる世帯等の場合※(2)〕

所得区分	モデル世帯の 年収めやす ※(1)	保護者等の 市町村民税所得割額 (親権者合算)	就学支援金 (国) ①	授業料支援補助金 (府) ②	支援額の計 ①+②	保護者負担 (授業料が58万円 の学校の場合)
Aランク	250万円未満	0円(非課税)、生活保護	297,000円	283,000円	580,000円	0円
Bランク	350万円未満	51,300円未満	237,600円	342,400円		
Cランク	590万円未満	154,500円未満	178,200円	401,800円		
Dランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(361,200円) 261,200円	(480,000円) 380,000円	(100,000円) 200,000円
Eランク	910万円未満	304,200円未満		(261,200円) 0円	(380,000円) 118,800円	(200,000円) 461,200円
対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	580,000円

【通信制】

所得区分	モデル世帯の 年収めやす ※(1)	保護者等の 市町村民税所得割額 (親権者合算)	就学支援金 (国) ①	授業料支援補助金 (府) ②	支援額の計 ①+②	保護者負担 (授業料が1単位 あたり10,032円 の学校の場合)
Aランク	250万円未満	0円(非課税)、生活保護	10,032円	0円	10,032円	0円
Bランク	350万円未満	51,300円未満	9,624円	408円		
Cランク	590万円未満	154,500円未満	7,218円	2,814円		
府対象外	910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	5,220円
国対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	10,032円

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

※2 府内の全日制私立高校に3人以上通わせている世帯のほか、府内の全日制私立高校生が1人以上いる世帯であって、他府県も含め、以下の私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯をいいます。

私立高校等または大学等の学校の範囲

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる学校

※ ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※ ただし、国公立私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなします。

<申請の手続き>

在学する私立高校等で申請手続きを行います。定められた期限までに以下の書類を学校へ提出してください。

①授業料支援申請書(各学校から大阪府内に住所を有しているすべての生徒に配付されます。)

②保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等)

③在学(在校)証明書と健康保険証の写し等(私立高校生等が3人以上いる世帯等に限る)

【担当課】 教育庁 私学課

奨学のための給付金制度（国公立・私立）

※以下の説明は、平成29年度のもので、平成30年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

1 制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

2 支給の要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※）
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学していること。ただし、私立の高等学校等に限り、休学していないこと（平成30年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。

※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

3 給付金額

対象生徒の区分		給付金額（29年度）	
		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 （全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300円	52,600円
申請年度の 市町村民税 所得割額 非課税世帯	全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	75,800円	84,000円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	129,700円	138,000円
	通信制に在学する生徒	36,500円	38,100円

4 申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年7月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。受給申請書や添付書類、その提出方法などは、国公立の高等学校等と私立の高等学校等で異なります。国公立の高等学校等は、受給申請書を学校で配付しますので、学校を通じて提出をお願いします。

私立の高等学校等で生徒本人が大阪府認可校に在学する場合は、在学期が定める日までに、申請に必要な書類を、在学期の事務室に提出し、生徒本人が大阪府認可校以外の高等学校等に在学する場合は、保護者等が直接、申請に必要な書類を、大阪府私学課奨学のための給付金担当に郵送で提出してください。

5 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、国公立の高等学校等については12月頃、私立の高等学校等については1月頃を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、国公立の高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【担当課】（国公立）教育庁 施設財務課、（私立）教育庁 私学課

大阪府立大学工業高等専門学校 高等学校等就学支援金、授業料減免制度

教育の機会均等を図るため、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、大阪府立大学工業高等専門学校の1年生から3年生(36ヶ月限度)を対象に高等学校等就学支援金が支給されます。

また、大阪府立大学工業高等専門学校の在学中で、向学心に富みながら経済的な理由により学資支払が困難な方に授業料の減額又は免除を行っています。

＜高等学校等就学支援金、授業料減免の概要＞ ※平成28年度新入生から、世帯区分と授業料負担額が変更されました。

授業料年額: 234,600円

世帯年収のめやす	市町村民税所得割額 (保護者合算) ※1	世帯区分 (扶養状況)	就学支援金(国)	減免額	合計	保護者負担
			※2	※3		
年収250万円未満	0円		234,600円	0円	234,600円	0円
年収350万円未満	51,300円未満	—				
年収590万円未満	154,500円未満	—	178,200円	56,400円		
年収800万円未満	251,100円未満	私立高校生等が 3人以上の世帯	118,800円	15,800円	134,600円	100,000円
		私立高校生等が 3人未満の世帯		0円	118,800円	115,800円
年収910万円未満	304,200円未満	—				118,800円
年収910万円以上	304,200円以上	—	0円		0円	234,600円
上記以外で、大阪府立大学工業高等専門学校授業料の減免に関する規程に該当する場合 ※4						

※1 就学支援金の支給額(加算額)及び減免の判定は、保護者の市町村民税所得割額の合算額で行います。

なお、市町村民税所得割額の算定方法が変更されたときには改定される場合があります。

※2 太字が加算後の支給額です。

なお、就学支援金は1年生から3年生が支給対象ですが、36月(月数には留年した月数を含む。)を超えて在籍している場合は、就学支援金の対象になりません。

また、就学支援金は、公立大学法人大阪府立大学が代理受領します。

※3 「大阪府立大学工業高等専門学校授業料の減免に関する規程」に基づき授業料を減免します。

就学支援金の加算の基準等が改定された場合は、準じて改定される場合があります。

※4 減免対象者

- (1) 児童扶養手当を全額受給している者
- (2) 父母ともに市町村民税所得割非課税の者
- (3) 児童福祉法に基づく施設入所者
- (4) 児童扶養手当を一部受給している者(市町村民税所得割非課税の方は除く。)
- (5) 生活保護を受けている者であって、高等学校等就学費のうち授業料相当額について受給要件に該当しない者
- (6) 父母が死亡又は行方不明により、ともにいない者
- (7) 市町村民税所得割は課税されているが、長期疾病、生業不振、失業、転職等により、その収入が著しく減少し、父母がともに学資の支弁が困難となった者
- (8) 天災その他不慮の災害により、父母がともに学資の支弁が困難となった者

＜申請方法＞

- ・ 高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書及び授業料の減免申請書は、対象者全員に配付。
- ・ 減免申請書に必要な書類を添付して、学校が指定する期日までに事務局学務課へ提出。

【担当課】府民文化部 府民文化総務課

大阪府立大学授業料及び実験機器充実負担金・実習充実負担金の減免制度

学業優秀と認める者で、やむを得ない事情により授業料の納付が困難な場合には、授業料を減額又は免除する制度があります。

<対象者>

学業優秀かつ次の1~4に該当する者、または5に該当する者

- 1 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の子弟
- 2 上記の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の子弟
- 3 長期の疾病、生業の不振又は失業のため生計が著しく不良となり、学資の支弁が困難な者の子弟
- 4 独立して生計を営んでいる学生で、1から3までの「の子弟」を削ったものに該当する者
- 5 天災その他の災害により学資の支弁が困難な者の子弟

<申請方法>

- ・学生課学務グループ(羽曳野キャンパスは事務所学生グループ、りんくうキャンパスは事務所学生・教務担当)で申出手续をし、成績基準による審査を満たした場合、減免申請(所得基準による審査を行います)をすることができます。
- ・外国人留学生については、「授業料減免申請書」に各種証明書等の必要書類を添えて申請してください。
- ・4については、学生課学務グループに相談してください。

<申請期限>

- ・各キャンパスの学生関連の掲示板及び本学 WEB サイトで申出手续、申請書の交付日時、受付日時等必要事項をお知らせします。

<適用基準>

成 績	所得認定額が最低生活費以下	所得認定額が最低生活費×1.3 以下
上位 1/3 以上	全額免除	半額免除
上位 1/3 未満 1/2 以上	半額免除	適用外
上位 1/2 未満	適用外	

<問い合わせ先> 大阪府立大学 学生センター 学生課 学務グループ
電話 072-254-8415(直通)

【担当課】 府民文化部 府民文化総務課

大阪府育英会奨学金制度

(公益財団法人大阪府育英会における奨学資金、入学時増額奨学資金の無利子貸付)

教育の機会均等と府民の経済的負担を軽減するため、公益財団法人大阪府育英会において、高等学校・高等専修学校等に入学を希望または在学する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金の貸付を行っています。

奨学金には、高等学校等への入学時に必要な経費の支払いに充てるための「入学時増額奨学資金貸付」と、高等学校等在学中の学資の支払いに充てるための「奨学資金貸付」があります。(奨学金の申込みにあたっては、保護者が大阪府内に住所を有し、所得が基準以下である必要があります。)

■所得基準・貸付限度額等

貸付名	対象学校	所得基準		貸付限度額 【貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額】
		市町村民税所得割額 (保護者合算)	年収めやす ^(※1)	
奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	800万円程度	授業料実質負担額 ^(※2) +10万円(その他教育費) (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円)
	私立のみ	251,100円以上 347,100円未満 ^(※3)	800万円以上～ 1,000万円未満	授業料実質負担額 ^(※2) (24万円を上限とします)
入学時増額 奨学資金 ^(※4)	国公立 私立	154,500円未満	590万円未満	国公立：5万円 私立：25万円

◎上記は、平成29年4月1日時点の制度内容です。今後、変更になる場合があります。

- ※1 4人世帯(夫婦片働き、子ども2人(高校生、中学生))の場合の一例です。(実際の額は、扶養状況等により異なります。)
- ※2 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
- ※3 平成28年度以降入学の方で、市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる場合があります。
- ※4 高校等(通信制課程は除く)入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けするものです。進学後の貸付はできません。

■募集期間等

奨学金の募集には、「予約募集」(中学3年生在学中)と「在学募集」(高等学校等在学中)があります。詳しくは、下記「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※緊急時の募集

保護者の死亡、倒産、失業等により家計が急変した場合や、保護者が火災、風水害、交通事故等の被害を受け、学資の負担が困難となった場合など、家庭の経済状況が急変し、修学が困難となったときは、6月から翌年2月まで、随時申込みを受け付けます。

<問い合わせ先>

在学する学校
または公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課 電話 06-6357-6272
大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

【担当課】教育庁 私学課

《その他の奨学金等》

大阪府教育庁 教育振興室高等学校課ホームページ「奨学金について」参照

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku/index.html>

生活福祉資金の貸付け

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと民生委員による必要な生活支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。詳細は下記の申込先または問い合わせ先でご相談ください。

<貸付の対象となる世帯等>

- (1) 府内に居住されている方（居住地と住民票が一致すること）
府内に居住する外国人の方は、外国人登録がありかつ現在地に6ヵ月以上居住し、将来とも永住される方
- (2) 対象となる世帯
「低所得者世帯」、「障がい者世帯」又は「高齢者世帯」
(65歳以上の方等が申し込まれる場合は、65歳未満の連帯保証人が必要)
- (3) 連帯保証人（借入申込世帯とは別世帯で、安定した収入があり65歳未満の方）が、原則として1名必要
※連帯保証人を設定する場合は無利子。連帯保証人が設定できない場合でも年利1.5%で貸付が可能な場合があります。
- (4) 以下の世帯は貸付ができません
 - ①生活福祉資金（離職者支援資金、総合支援資金を含む）の連帯保証人がいる世帯
 - ②すでに生活福祉資金、かけこみ緊急資金、大阪市の緊急援護資金など公的な資金を借りて滞納（又は猶予）している世帯
 - ③原則として母子父子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借りている世帯、又は、借入ができる世帯
 - ④破産の申立ての準備、手続中、又は、破産後免責決定し、5年間経過していない世帯
(特定調整・民事再生などを含む)

※資金毎に貸し付け条件が異なるので、下記の申込先または問い合わせ先で確認が必要

<資金の種類>

「福祉資金（冠婚葬祭費、住居の移転費、療養費、技能習得費等）」の他、「緊急小口資金」があります。
※「緊急小口資金」…府民が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その世帯の生活の改善・自立のために必要な資金を、生活困窮者自立支援事業の利用を要件として、最大10万円までを無利子、無保証人で貸し付けます。

なお、同様の制度として、大阪市には「緊急援護資金」、堺市には「小口更生資金」があります。

<申込先>

居住地の市町村社会福祉協議会（大阪市内は各区社会福祉協議会）

<問い合わせ先>

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会（生活支援部）

（大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館1階 TEL06-6762-9474）

【担当課】福祉部地域福祉推進室 社会援護課

○社会福祉協議会一覧

	所 在	電話番号		所 在	電話番号
大阪府社会福祉協議会	大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 1階	06-6762-9474	柏原市	大県 4-15-35 市立健康福祉センター（オアシス）内	072-972-6786
堺市	堺区南瓦町 2-1 市総合福祉会館内	072-232-5420	羽曳野市	誉田 4-1-1 市立総合福祉センター内	072-958-2315
岸和田市	野田町 1-5-5 市立福祉総合センター内	072-437-8854	門真市	御堂町 14-1 市保健福祉センター内	06-6902-6453
豊中市	网上の町 2-1-15 市すこやかプラザ内	06-6841-9393	摂津市	三島 2-5-4 市立地域福祉活動支援センター	06-4860-6460
池田市	城南 3-1-40 市保健福祉総合センター内	072-751-0421	高石市	加茂 4-1-1 市役所庁舎別館 1階	072-261-3656
吹田市	出口町 19-2 市立総合福祉会館内	06-6339-1205	藤井寺市	北岡 1-2-8 市立福祉会館 ふれあいセンター	072-938-8220
泉大津市	東雲町 9-15 市立総合福祉センター内	0725-23-1393	東大阪市	高井田元町 1-2-13 市立総合福祉センター内	06-6789-7201
高槻市	城西町 4-6	072-674-7496	泉南市	樽井 1-8-47 総合福祉センター内	072-482-1027
貝塚市	畠中 1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	四條畷市	北出町 3-1	072-878-1210
守口市	京阪本通 2-5-5 市役所内 7階	06-6992-2715	交野市	天野が原町 5-5-1 市立保健福祉総合センター内	072-895-1185
枚方市	新町 2-1-35 市総合福祉会館5階・6階ひらかた内	072-844-2443	大阪狭山市	今熊 1-85 福祉センター内	072-367-1761
茨木市	駅前 4-7-55 市福祉文化会館内	072-627-0033	阪南市	尾崎町 1-8-15 地域交流会館内	072-472-3333
八尾市	本町 2-4-10 社会福祉会館内	072-991-1161	島本町	桜井 3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417
泉佐野市	上町 1-2-9 市立福祉センター内	072-464-2259	豊能町	東ときわ台 1-2-6 保健福祉センター内	072-738-5370
富田林市	宮甲田町 9-9 総合福祉会館内	0721-25-8200	能勢町	宿野 114 町立ふれあいセンター内	072-734-0770
寝屋川市	池田西町 28-22 市立総合センター内	072-838-0400	忠岡町	忠岡南 1-9-15 総合福祉センター内	0725-31-1666
河内長野市	大師町 26-1	0721-65-0133	熊取町	野田 1-1-8 ふれあいセンター内	072-452-6001
松原市	阿保 1-1-1 市役所東別館内	072-333-0294	田尻町	嘉祥寺 883-1 ふれあいセンター内	072-466-5015
大東市	新町 13-13 市立総合福祉センター内	072-874-1082	岬町	深日 3238-24	072-492-0633
和泉市	府中町 4-20-4 総合福祉会館内	0725-43-7513	太子町	大字春日 963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311
箕面市	船場西 1-11-35 市立総合保健福祉 センター分館 1階	072-749-1575	河南町	大字白木 1359-6 河南町役場内	0721-93-6299
			千早赤阪村	大字水分 195-1 保健センター内	0721-72-0294

預かり保育事業の実施

大阪府内の私立幼稚園において、共働き世帯も含め長時間でも安心して子どもを預けられるよう、保育所並みの長時間開園や夏休み・休日保育などの預かり保育を実施しています。

<実施園>

287園（大阪府内私立幼稚園305園中・平成28年度実績）
（実施園については、下記担当課（TEL 06-6210-9273）までお問合せください。）

<実施内容>（実施時間や利用料金など）

各園によって異なります。詳細は実施園にお問合せください。

【担当課】 教育庁 私学課

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業

大阪府内の私立幼稚園等において、地域の保護者等を対象に、臨床心理士等（キンダーカウンセラー）が、子育ての悩み等について相談に応じます。

<対象者>

地域の子育て世帯（在園児の保護者以外も含む）及び教職員

<実施園>

125園（大阪府内私立幼稚園等350園中・平成28年度実績）
（実施園については、下記担当課（TEL 06-6210-9273）までお問合せください。）

<実施内容>（実施頻度、予約の方法、料金の有無など）

各園によって異なります。詳細は実施園にお問合せください。

【担当課】 教育庁 私学課

大阪府保健所における医療相談の実施

医療相談窓口では、医療に関する相談や医療機関を利用するにあたっての相談などに、中立的な立場で応じます。

- (相談例) ・「〇〇科のある病院を教えてください。」
 ・「病室の清掃が行き届いていない。」
 ・「診療において十分な説明がなく不安である。」
 ・「理由がわからず診療を拒否された。」
 ・「職員の対応が気になる。」
 ・「どこに相談すればいいのかわからない。」 など

※サポートできない相談

次に掲げる事項は医療関係法規に基づく指導・調査権限等を有していないため、具体的解決までのサポートを行うことはできません。この場合、あくまでも問題解決の主体は相談者本人であり、窓口では相談者のニーズに対応できる機関の紹介や、一般的な対処方法の助言及び情報提供等を行います。

- (対応できない相談例) ・医師の診断・治療・検査内容の是非
 ・医療事故であるかの判断や責任の所在の判断
 ・犯罪捜査に関するもの
 ・医療機関との民事上のトラブルの仲介
 ・保健所医師へのセカンドオピニオンの依頼
 ・医療機関に対する評価
 ・医療費に関すること

<相談の方法> 電話、来所(予約制)、手紙等
 ※来所される場合は、事前に電話での予約が必要

<相談時間> 月～金 9:15～12:15、13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

<相談・予約電話番号等> 医療機関が所在する市町村所管の保健所で相談実施。

名称	代表電話	管轄区域
池田保健所	072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町
吹田保健所	06-6339-2225	吹田市
茨木保健所	072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町
寝屋川保健所	072-829-7771	寝屋川市
守口保健所	06-6993-3131	守口市・門真市
四條畷保健所	072-878-1021	四條畷市・交野市・大東市
八尾保健所	072-994-0661	八尾市・柏原市
藤井寺保健所	072-955-4181	藤井寺市・羽曳野市・松原市
富田林保健所	0721-23-2681	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町
岸和田保健所	072-422-5681	岸和田市・貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7701	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町

※専用電話ではありませんので、利用の際は「医療相談窓口」とお申し出ください。
 ※大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市については、各市保健所まで。

【担当課】健康医療部保健医療室 保健医療企画課

障がい者の自立相談支援

大阪府障がい者自立相談支援センターでは、障がいのある方の生活・職業等についての相談に応じ、支援や助言を行っています。

	所在地・電話番号	受付時間等
大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪市住吉区大領 3-2-36 (地域支援課) 06-6692-5261 (身体障がい者支援課) 06-6692-5262 (知的障がい者支援課) 06-6692-5263	平日 9:00~17:45 (土日祝日・年末年始除く)

(高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業)

大阪府では、事故や病気によって脳を損傷し、認知障がい等の後遺症等に悩む高次脳機能障がいの方や家族に対する相談支援や関係機関への支援手法の普及、啓発活動等を障がい者医療・リハビリテーションセンター内にある3機関が連携して行っています。

	所在地・電話番号	受付時間等
障がい者医療・リハビリテーションセンター	大阪市住吉区大領 3-2-36	平日 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始除く)
◇大阪府障がい者自立相談支援センター (相談部門)	06-6692-5262	
◇大阪府立障がい者自立センター (施設部門)	06-6692-3921	
◇大阪急性期・総合医療センター (医療部門)	06-6692-1201(代)	

【担当課】 福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

<参考>

市町村 福祉事務所・障がい福祉担当課（障がい福祉サービス等）

福祉事務所等名称	所在地	電話番号
岸和田市 福祉事務所	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9469
池田市 福祉事務所	池田市城南 1-1-1	072-754-6255
吹田市 福祉事務所	吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1348
泉大津市 社会福祉事務所	泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131
貝塚市 福祉事務所	貝塚市島中 1-10-1	072-433-7012
守口市 福祉事務所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6992-1630 06-6992-1635
茨木市 福祉事務所	茨木市駅前 3-8-13	072-620-1636
八尾市 福祉事務所	八尾市本町 1-1-1	072-924-3838
泉佐野市 福祉事務所	泉佐野市市場東 1-295-3	072-463-1212
富田林市 福祉事務所	富田林市常盤町 1-1	0721-25-1000
寝屋川市 福祉事務所	寝屋川市池田西町 28-22	072-824-1181
河内長野市 福祉事務所	河内長野市原町 1-1-1	0721-53-1111
松原市 福祉事務所	松原市阿保 1-1-1	072-337-3115
大東市 福祉事務所	大東市谷川 1-1-1	072-870-9630
和泉市 福祉事務所	和泉市府中町 2-7-5	0725-99-8133
箕面市 福祉事務所	箕面市萱野 5-8-1	072-727-9506
柏原市 福祉事務所	柏原市安堂町 1-55	072-972-1501
羽曳野市 福祉事務所	羽曳野市誉田 4-1-1	072-958-1111
門真市 福祉事務所	門真市中町 1-1	06-6902-6154 06-6901-6054
摂津市 福祉事務所	摂津市三島 1-1-1	06-6383-1374
高石市 福祉事務所	高石市加茂 4-1-1	072-275-6294
藤井寺市 福祉事務所	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1106
泉南市 福祉事務所	泉南市樽井 1-1-1	072-483-8252
四條畷市 福祉事務所	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121
交野市 福祉事務所	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400
大阪狭山市 福祉事務所	大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0011
阪南市 福祉事務所	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678
島本町 福祉事務所	島本町桜井 2-1-1	075-962-7460
豊能町 生活福祉部福祉課	豊能町余野 414-1	072-739-3420
能勢町 健康福祉部	能勢町栗栖 82-1	072-731-2150
忠岡町 いきがい支援課	忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122
熊取町 介護保険・障がい福祉課	熊取町野田 1-1-8	072-452-6289
田尻町 民生部福祉課	田尻町嘉祥寺 883-1	072-466-8813
岬町 地域福祉課	岬町深日 2000-1	072-492-2700
太子町 健康福祉部福祉課	太子町大字山田 88	0721-98-5519
河南町 高齢障がい福祉課	河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500
千早赤阪村 健康福祉課	千早赤阪村大字水分 180	0721-72-0081

大阪市	障がい福祉課 障がい支援課	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-8071 06-6208-7986
	運営指導課	大阪市中央区船場中央 3-1-7-331	06-6241-6520
堺市	障害施策推進課 障害者支援課	堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7818 072-228-7510
高槻市	障がい福祉課	高槻市桃園町 2-1	072-674-7164
東大阪市	障害者支援室	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3183 06-4309-3184 06-4309-3187
豊中市	障害福祉課	豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2224
枚方市	福祉事務所	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1457

ひとり親家庭等生活向上事業

【再掲 15 ページ参照】

○ひとり親家庭等相談支援事業(土日夜間電話相談)

ひとり親家庭の方の子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて、夜間・休日において、気軽に相談でき、適切なアドバイスを行うための電話相談事業を実施しています。

電話番号	相談受付時間
072-923-4152	土・日・祝日 10:00~17:00 夜間 18:00~23:00 (年末年始は除く)

○家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの支援に関する講習会を開設するとともに各種生活相談に応じています。

<問い合わせ先> 大阪府母子・父子福祉センター 電話 06-6762-9995
(大阪府中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内)

なお、市町村においても、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、子どもの生活・学習支援、情報交換の場の提供などの各種事業を実施しています。(事業内容については、各市町村に確認が必要)

【担当課】福祉部子ども室 子育て支援課

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦の方が、修学や就職活動など自立促進に必要な事由や、ケガ・病気などの事由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に、有料(生活保護世帯等の方は無料)で、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助、子育て支援を行います。

<事業内容>

派遣対象	ひとり親家庭、寡婦 ※利用には、事前の登録が必要。
費用等	世帯の所得により、1割又は2割の自己負担金が必要 (ただし生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の方は無料)
利用可能事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親や児童、同居している祖父母の一時的なケガや病気 ・ひとり親家庭の親の自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動など) ・社会的事由(冠婚葬祭、看護、残業、親の出張、子の学校等の公的行事への参加など) ・その他一時的に援助を必要とする状況になった時

* 大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市については、各市において別途実施

<問い合わせ先> 大阪府母子・父子福祉センター 06-6762-9995
大阪府中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内
(利用申込み受付は、月~土曜日の10時~16時)

【担当課】福祉部子ども室 子育て支援課

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

ひとり親家庭の母または父や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金や技能習得資金などの貸付を行っています。

<概要>

貸付を受けることができる対象	ひとり親家庭の母または父と寡婦の方及び40歳以上の配偶者のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含まれない) ※条件により子どもを借主として貸付を受けることも可
借入の相談及び申込み	住所地の福祉事務所(母子・父子自立支援員)等 ※町村(島本町を除く)にお住まいの方は、住所地を管轄する子ども家庭センター
連帯保証人	連帯保証人が1人必要 ※保証人には選定条件あり。場合により連帯保証人不要

借入申込みから貸付金の交付まで一定の日数を要するので、早めの相談が必要(必ず事前相談が必要)
政令市・中核市は各々の市が実施

【担当課】福祉部子ども室 家庭支援課

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス、養育費の相談など生活支援サービスを提供しています。

電話番号	相談受付時間等
06-6762-9498	月曜日～土曜日 10:00～16:00 ※要予約・保育あり

<問い合わせ先>母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府母子・父子福祉センター内） 電話 06-6762-9498
（大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内）

【担当課】 福祉部子ども室 子育て支援課

母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業

よりよい就業に向けた能力の開発など、母子家庭の母等の就労のための給付金を支給。

（実施主体：府〔福祉事務所未設置町村所管区域〕、市、福祉事務所設置町）

○ 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座として指定された講座を受講した場合に訓練給付金を支給します。受講前の事前相談が必要で、所得が一定額以上ある場合は受給できません。また雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある方は、費用の一部が支給される場合があります。

○ 高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に、生活費の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。なお、所得が一定額以上ある場合は受給できません。

【担当課】 福祉部子ども室 子育て支援課

<参考>

ひとり親家庭相談窓口

府内市・町の福祉事務所			
池田市	072-754-6525 (内線 548)	箕面市	072-724-6738
吹田市	06-6384-1471	茨木市	072-620-1625
摂津市	06-6383-1111(内線 3124)	島本町	075-961-5151
守口市	06-6992-1221	大東市	072-870-9655
寝屋川市	072-838-0155	四條畷市	072-877-2121(内線 684)
門真市	06-6902-1231(内線 6725)	交野市	072-893-6406
八尾市	072-924-9892	柏原市	072-972-1563
松原市	072-334-1550	藤井寺市	072-939-1162
羽曳野市	072-958-1111	大阪狭山市	072-366-0011
富田林市	0721-25-1000(内線 206)	河内長野市	0721-53-1111
和泉市	0725-41-1551	高石市	072-265-1001(内線 1342)
泉大津市	0725-33-1131	岸和田市	072-423-9624
貝塚市	072-433-7021	泉佐野市	072-463-1212(内線 2385)
泉南市	072-483-3472	阪南市	072-471-5678
政令市・中核市の相談窓口			
大阪市	住所地の区の保健福祉課	堺市	住所地の区の保健福祉総合センター 地域福祉課または子ども家庭課
高槻市	子ども未来部子ども育成課	東大阪市	住所地の地域の福祉事務所
豊中市	こども未来部子育て給付課	枚方市	子ども青少年部子ども総合相談センター
大阪府の子ども家庭センター（各センターの管轄市町村は、次のとおりです。）			
池田子ども家庭センター	豊中・池田・箕面・豊能※・能勢※	072-751-2858	
吹田子ども家庭センター	吹田・茨木・摂津・島本・高槻	06-6389-3526	
中央子ども家庭センター	守口・枚方・大東・交野・寝屋川・門真・四條畷	072-828-0161	
東大阪子ども家庭センター	八尾・柏原・東大阪	06-6721-1966	
富田林子ども家庭センター	松原・富田林・河内長野・羽曳野・藤井寺 大阪狭山・太子※・河南※・千早赤阪※	0721-25-1131	
岸和田子ども家庭センター	岸和田・泉大津・貝塚・泉佐野・和泉・高石 泉南・阪南・忠岡※・熊取※・田尻※・岬※	072-441-2760	

※印の町村については、福祉事務所の業務・相談も行っています。

(1) 府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実

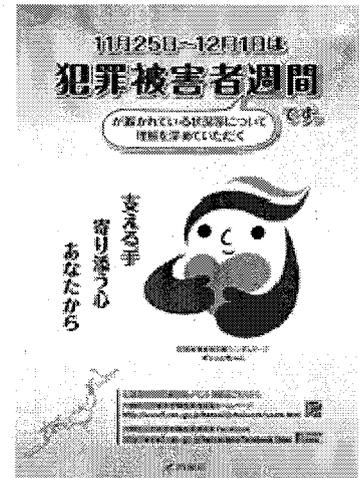
a 犯罪被害者等の置かれた現状等についての広報・啓発の実施

「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進

平成18年度に設けられた「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、府警本部・関係機関・犯罪被害者団体・支援団体等と連携して様々な啓発活動を実施し、犯罪被害者等が置かれた現状等に対する府民の理解増進を図っています。

※「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)とは

毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。



【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

その他の広報啓発

府政だよりなどの大阪府の情報媒体の活用や、「大阪府被害者支援ホームページ」(URL、掲載内容等の詳細は、6ページ参照)による情報発信など、様々な機会を捉えて広報啓発を実施しています。

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

府民の理解を深めるための学習・研修教材等の提供

府民による自主的な犯罪被害者等に関する問題についての学習活動を促進するため、犯罪被害者等を取り巻く現状や「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」の内容等を解説したパンフレットを作成し、様々な場での活用を促進しています。

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

学校等における犯罪被害者等による啓発事業

犯罪被害者の会の協力を得て、学校等の教育現場において児童生徒、教職員、保護者等を対象に、被害者遺族などが自らの体験、心情等を語ることを通じ、命の大切さ、かけがえのなさを考える機会を提供しています。

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

様々な人権問題を府民の身近な問題であると気づいてもらうための啓発冊子で紹介

様々な人権問題について、わかりやすく解説した啓発冊子「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」を毎年作成し、その中で、「犯罪被害者や家族の人権のこと」として犯罪被害者や家族の置かれている状況や「犯罪被害者等基本法」、大阪府における取組などを掲載し、府民に対する人権啓発に努めています。

【担当課】府民文化部 人権局

社会教育における人権教育の推進

様々な人権問題に関する府民の学習活動を支援するため、社会教育関係職員等を対象とした人権教育セミナーや人権教育地区別セミナーを実施するとともに、人権教育啓発のためのビデオ等を府視聴覚ライブラリー（府立中央図書館内）に配置しています。

【担当課】教育庁市町村教育室 地域教育振興課

学校における人権教育の推進

すべての子どもが学校に居場所があり、安心して学校生活を送れるようにするために、人権尊重の精神に立って、子どもの学ぶ意欲の向上を図り、人間関係づくりや「ともに学びともに育つ」学校づくりを進めるとともに、小・中学校や高等学校・支援学校及び地域との連携を図り、子どものエンパワメントをめざして、教材の開発や研修などを行っています。

【担当課】教育庁教育振興室 高等学校課 他

かけがえのない子どもの生命に関する学校教育の充実

学校教育の中で、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する心情や判断力、実践意欲や態度などをはぐくむため、文部科学省は平成26年度から道徳教育用教材「私たちの道徳」を小・中学校に配付しています。また、大阪府教育委員会では平成21・22年度に作成した教師用指導書・指導教材集「夢や志をはぐくむ教育」を、さらに、平成25・26年度には「こころの再生」府民運動の趣旨を盛り込んだ道徳教育資料「大切なこころ」を見つめ直して』を小・中学校に配付し、道徳教育の充実を推進しています。

(2) 犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進

a 大阪府職員等の資質向上に向けた研修の充実

様々な機会を活用した犯罪被害者等問題に関する研修の実施

大阪府や府内市町村職員の資質向上を図るため、部局別研修や管理職研修等の様々な研修機会を活用して、犯罪被害者等に関する問題をテーマにした研修の実施促進・犯罪被害者等を講師に招いた研修の実施を促進しています。

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課 他

大阪府教育センターにおける教職員を対象とした各種研修の実施

学校の教職員が虐待等を受けた児童・生徒やその兄弟姉妹である児童・生徒からの相談に適切に応じることができるよう、各種研修を教育センター等で実施しています。

- ・府立学校教育相談基礎研修
- ・学校教育相談課題別選択研修
- ・小・中・高等・支援学校初任者研修

【担当課】 教育庁教育振興室 高等学校課

「大阪府犯罪被害者等支援者用テキスト」の提供

犯罪被害者等を支えるマンパワーの裾野を広げていくため、人材養成のための研修プログラム教材として作成した「大阪府犯罪被害者等支援者用テキスト」を提供することによって、市町村等における人材養成の支援を図っています。

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

民間団体、市町村に対する人材養成支援

犯罪被害者等を支援する人材養成に取り組む民間団体への支援を行い、被害者等からの多様なニーズに応えることができる体制の強化を図っています。また、市町村職員を対象とした研修を実施していくとともに、民間団体の主催する人材養成講座への参加を促進しています。

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

(1) 様々な関係機関・団体等の役割分担と連携によるオール大阪での推進

大阪府犯罪被害者支援会議への参画

大阪府警察本部、弁護士会、民間支援団体等との連携を図るため、大阪府警察本部が平成9年11月に設置した「大阪府犯罪被害者支援会議」に治安対策課他が参画し、情報交換等を実施しています。

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課 他

市町村との連携・協力の推進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、地域社会における十分な理解と支援が不可欠であり、住民に最も身近な行政機関として、福祉等の各種サービスを提供する主体である市町村の果たす役割は大きい。平成19年3月に設置した「市町村犯罪被害者等施策担当課長会議」を通じ、今後の市町村における犯罪被害者等支援の取組に役立つ各種情報提供や連絡、意見交換を実施し、府内市町村との連携・協力を推進しています。

<平成29年度大阪府市町村犯罪被害者等施策担当室・課>

市町村	担当室・課	市町村	担当室・課
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室 人権企画課	羽曳野市	市民人権部市民協働ふれあい課
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	門真市	市民生活部人権女性政策課
岸和田市	市民環境部自治振興課	摂津市	市民生活部自治振興課
豊中市	人権政策課	高石市	総務部人権推進課
池田市	市長公室危機管理課	藤井寺市	市民生活部協働人権課
吹田市	市民部人権平和室	東大阪市	市長公室広報広聴室 市政情報相談課
泉大津市	総合政策部人権市民協働課	泉南市	総合政策部人権推進課
高槻市	総務部危機管理室	四條畷市	市民生活部人権政策課
貝塚市	都市政策部危機管理課	交野市	総務部人権と暮らしの相談課
守口市	市民生活部人権室	大阪狭山市	防災・防犯推進室
枚方市	市民安全部危機管理室	阪南市	総務部人権推進課
茨木市	市民文化部人権・男女共生課	島本町	総合政策部人権文化センター
八尾市	危機管理課	豊能町	生活福祉部住民人権課
泉佐野市	市長公室人権推進課	能勢町	総務部総務課
富田林市	市民人権部人権政策課	忠岡町	町長公室人権広報課
寝屋川市	人・ふれあい部危機管理室	熊取町	企画部危機管理課 防災防犯グループ
河内長野市	市長直轄危機管理課	田尻町	住民部生活環境課
松原市	市長公室危機管理課	岬町	まちづくり戦略室危機管理担当
大東市	市民生活部人権室	太子町	総務部住民人権課
和泉市	市長公室公民協働推進室	河南町	住民部人権男女共同社会室
箕面市	人権文化部人権施策課	千早赤阪村	総務課
柏原市	市民部人権推進課		

【担当課】青少年・地域安全室 治安対策課

犯罪被害者等による社会づくり活動への支援

犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう大阪の実現のために、犯罪被害当事者が自主的に取り組む社会づくり活動を対象に、補助金を交付して支援しています。

○社会づくり活動の概要(平成 28 年度)

(1)啓発活動の実施 (TAV交通死被害者の会)

『車を凶器にしないで』街頭啓発チラシや、『交通死ゼロをめざして』啓発用風車の型紙、『世界道路交通犠牲者の日』周知のためのチラシ、ポケットティッシュを啓発物品として作成し、「秋の交通安全運動」の際にパネル・遺品展示とともに門真運転免許試験場に来場するドライバーに配布するとともに、「世界道路交通犠牲者の日」(11月第3日曜日)には路上配布による街頭啓発を実施した。



その他講演会等の機会においても配布することにより、交通被害者の問題は当事者だけではなく社会全体の問題として、交通被害者をなくすために一人ひとりができることを考える社会づくりを目指した啓発を進めた。

(2)シンポジウムの開催 (少年犯罪被害当事者の会)

シンポジウム「第18回 WILL～もうひとつのこどもの日～」を開催し、250名の参加者を得た。前半は、壇上に23人の子どもの写真を飾り、それぞれの遺族が思いを話すことにより、その思いを1年に1回のシンポジウムの場で、みんなで共有することができた。



また、後半のディスカッションでは、犯罪によって兄弟姉妹を奪われた子どもへの支援について考えることができた。

シンポジウムの毎年開催により、参加者は一般の人から関係者へと多岐にわたり、年齢層についても広がってきている。少しでも関心を持ってもらい、「いじめはしない」、「暴力を起こしてはいけない」ということを知ってもらうことが、子どもたちを被害者にも加害者にもしない命の大切さへとつながっていくと思う。

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置・運営

犯罪被害者等のための支援に関して、大阪府の関係する機関が相互に連携し、総合的な施策を効果的に実施するため、大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議を設置し、運営しています。

<設置> 平成18年4月26日

<構成> ・会議座長 青少年・地域安全室治安対策課長
・庁内犯罪被害者等施策関係課22課と府警察本部

政策企画総務課
企画室計画課
青少年・地域安全室治安対策課
青少年課
法務課
府民文化総務課
人権局人権企画課
男女参画・府民協働課
府政情報室
福祉総務課
子ども室家庭支援課
健康医療総務課
保健医療室医療対策課
地域保健課
商工労働総務課
雇用推進室労政課
住宅まちづくり総務課
都市居住課
住宅経営室経営管理課
教育総務企画課
教育振興室高等学校課
市町村教育室小中学校課
警察本部総務部府民応接センター

【担当課】 青少年・地域安全室 治安対策課

(参考)所管別犯罪被害者等支援関連施策一覧

所属支援施策体系	犯罪被害者等支援関連施策	所管部、室、課	ページ
青少年・地域安全室 治安対策課			
■大阪府における犯罪被害者等支援施策の推進について			
1,(1),a	<input type="checkbox"/> 大阪府における「総合的対応窓口」	青少年・地域安全室 治安対策課	1
	<input type="checkbox"/> 大阪府犯罪被害者等支援事業		2
	<input type="checkbox"/> 民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化		3
1,(1),b	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供		4
	<input type="checkbox"/> 「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信		6
1,(1),c(女性等)	<input type="checkbox"/> 公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業		6
1,(2),a(女性・子ども等の安全確保)	<input type="checkbox"/> 公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業(再掲)		13
2,(1),a	<input type="checkbox"/> 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進		24
	<input type="checkbox"/> その他の広報啓発		47
2,(1),b	<input type="checkbox"/> 府民の理解を深めるための学習・研修教材等の提供		47
	<input type="checkbox"/> 学校等における犯罪被害者等による啓発事業		48
2,(2),a	<input type="checkbox"/> 様々な機会を活用した犯罪被害者等問題に関する研修の実施		48
2,(2),b	<input type="checkbox"/> 「大阪府犯罪被害者等支援者用テキスト」の提供		49
	<input type="checkbox"/> 民間団体、市町村に対する人材養成支援	青少年・地域安全室 治安対策課 他	
3,(1)	<input type="checkbox"/> 大阪府犯罪被害者支援会議への参画	50	
	<input type="checkbox"/> 市町村との連携・協力の推進	青少年・地域安全室 治安対策課 他	
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等による社会づくり活動への支援	51	
3,(2)	<input type="checkbox"/> 大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置・運営	青少年・地域安全室 治安対策課	
			52
			53
府民文化部			
1,(1),c(女性等)	<input type="checkbox"/> ドーンセンターにおける相談の実施	府民文化部 男女参画・府民協働課	12
1,(1),c(外国人)	<input type="checkbox"/> 大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応	府民文化部 都市魅力創造局国際課	18
1,(2),a(人権)	<input type="checkbox"/> 大阪府人権相談窓口の運営	府民文化部 人権局人権擁護課	22
1,(2),b(経済的負担の軽減等)	<input type="checkbox"/> 大阪府立大学工業高等専門学校 高等学校等就学支援金、授業料減免制度	府民文化部 府民文化総務課	34
	<input type="checkbox"/> 大阪府立大学授業料及び実験機器充実負担金・実習充実負担金の減免制度		35
2,(1),b	<input type="checkbox"/> 様々な人権問題を府民の身近な問題であると感じてもらうための啓発冊子で紹介	府民文化部 人権局	48
福祉部			
1,(1),c(子ども・青少年)	<input type="checkbox"/> 大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施	福祉部子ども室 家庭支援課	7
	<input type="checkbox"/> 子ども専用電話相談の実施		7
	<input type="checkbox"/> 大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理		7
1,(1),c(女性等)	<input type="checkbox"/> 大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施	10	
	<input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施	11	
1,(1),c(母子家庭等ひとり親家庭)	<input type="checkbox"/> 母子・父子自立支援員等による相談の実施	福祉部子ども室 子育て支援課	14
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等生活向上事業		15
1,(1),c(外国人)	<input type="checkbox"/> 大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備	福祉部子ども室 家庭支援課	18
1,(2),a(女性・子ども等の安全確保)	<input type="checkbox"/> 児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施	福祉部子ども室 家庭支援課	23
	<input type="checkbox"/> DV等により緊急に保護を要する女性のための一時保護の実施		23
	<input type="checkbox"/> 社会的養護関係施設への入所による回復支援		24
1,(2),b(経済的負担の軽減等)	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金の貸付け	福祉部地域福祉推進室 社会援護課	37
1,(2),b(保健・福祉・医療)	<input type="checkbox"/> 障がい者の自立相談支援	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課	41
	(高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業)		41
1,(2),b(母子家庭等ひとり親家庭への自立支援)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等生活向上事業(再掲)	福祉部子ども室子育て支援課	43
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等日常生活支援事業		43
	<input type="checkbox"/> 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	福祉部子ども室 家庭支援課	44
	<input type="checkbox"/> 母子家庭等就業・自立支援センター		45
	<input type="checkbox"/> 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業		45
健康医療部			
1,(2),a(心のケア支援)	<input type="checkbox"/> 大阪府こころの健康総合センターにおける専門相談の実施	健康医療部保健医療室 地域保健課	19
	<input type="checkbox"/> 保健所等におけるこころの健康相談の実施		21
1,(2),b(保健・福祉・医療)	<input type="checkbox"/> 大阪府保健所における医療相談の実施	健康医療部保健医療室 保健医療企画課	40

所属支援施策体系	犯罪被害者等支援関連施策	所管部、室、課	ページ
商工労働部			
1.(2).b(雇用の安定確保)	<input type="checkbox"/> 『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供	商工労働部雇用推進室 労政課・就業促進課	27
1.(2).b(雇用の安定確保)	<input type="checkbox"/> 大阪府総合労働事務所における労働相談等の実施	商工労働部雇用推進室 労政課	28
	<input type="checkbox"/> 市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施	商工労働部雇用推進室 就業促進課	29
	<input type="checkbox"/> 大阪府立高等職業技術専門学校における職業訓練の実施	商工労働部雇用推進室 人材育成課	30
住宅まちづくり部			
1.(2).b(居住の安定確保)	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施	住宅まちづくり部住宅経営室 経営管理課 青少年・地域安全室治安対策課	25
	<input type="checkbox"/> 府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供	住宅まちづくり部住宅経営室 経営管理課	25
	<input type="checkbox"/> DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用	福祉部子ども室 家庭支援課	26
教育庁			
1.(1).c(児童、生徒等)	<input type="checkbox"/> 大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施（教育総合相談事業）	教育庁教育振興室 高等学校課	16
	<input type="checkbox"/> 被害者救済システム運用事業	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課・支援教育課、私学課	17
	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の配置	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課、支援教育課	17
1.(2).b(経済的負担の軽減等)	<input type="checkbox"/> 大阪府私立高等学校等授業料減免制度	教育庁 私学課	31
	<input type="checkbox"/> 大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度	教育庁 私学課	32
	<input type="checkbox"/> 奨学のための給付金制度（国公立・私立）	教育庁 施設財務課 教育庁 私学課	33
	<input type="checkbox"/> 大阪府育英会奨学金制度（公益財団法人大阪府育英会における奨学金、入学時増額奨学金の無利子貸付）	教育庁 私学課	36
1.(2).b(子育て支援)	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業の実施	教育庁 私学課	39
	<input type="checkbox"/> 大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業	教育庁 私学課	39
2.(1).b	<input type="checkbox"/> 社会教育における人権教育の推進	教育庁市町村教育室 地域教育振興課	48
	<input type="checkbox"/> 学校における人権教育の推進	教育庁教育振興室 高等学校課 他	48
	<input type="checkbox"/> かけがえのない子どもの生命に関する学校教育の充実	教育庁市町村教育室 小中学校課 他	49
2.(2).a	<input type="checkbox"/> 大阪府教育センターにおける教職員を対象とした各種研修の実施	教育庁教育振興室 高等学校課	49

犯罪被害者等支援関連施策体系の概要

1 犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰を支援するために

- (1) 早期からの支援実施のための相談・情報提供の充実
 - a 総合的な情報提供・相談窓口の整備
 - b 被害者ニーズに対応した各種情報の提供体制の整備
 - c 犯罪被害等の状況に応じた相談体制の充実
〔子ども・青少年、女性、母子家庭等ひとり親家庭、学校等、外国人〕
- (2) 深刻な犯罪等被害からの回復支援
 - a 心身の被害の防止・回復に向けた支援
〔心のケア支援、人権、女性・子ども等の安全確保のための支援〕
 - b 日常生活への復帰に向けた支援
〔居住の安定確保、雇用の安定確保、経済的負担の軽減等、子育て支援、保健・福祉・医療、母子家庭等ひとり親家庭への自立支援〕

2 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

- (1) 府民の理解増進のための広報啓発・教育の充実
 - a 犯罪被害者等の置かれた現状等についての広報・啓発の実施
 - b 学校・地域等における教育・学習機会の充実
- (2) 犯罪被害者等を社会で支える人材養成の推進
 - a 大阪府職員の資質向上に向けた研修の充実
 - b 民間団体、市町村等に対する人材養成支援の実施

3 施策推進のための体制整備

- (1) 様々な関係機関・団体等の役割分担と連携によるオール大阪での推進
- (2) 大阪府における横断的な庁内推進体制の強化

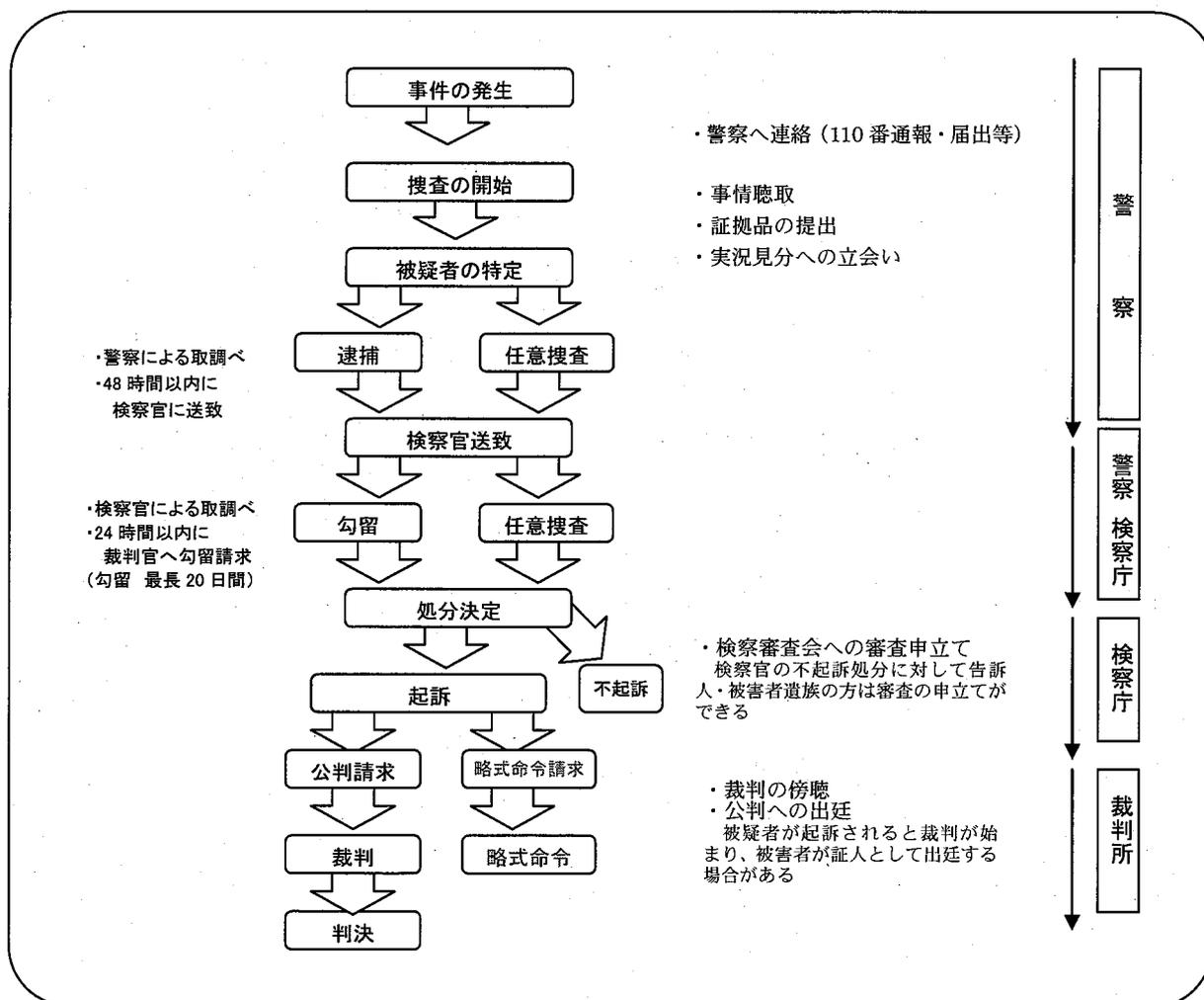
参考資料 1

警察における犯罪被害者等支援の取組

警察における犯罪被害者等支援の取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で被害者と最も密接に関わり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、大阪府警察本部では、平成9年12月に「被害者支援推進要綱」を制定し、被害者の視点に立った各種被害者支援活動の推進及び関係機関・民間団体等との連携による被害者支援を推進しています。

一般的な刑事事件の流れ



※ 被疑者が、少年(20歳未満)である場合は、家庭裁判所に送致され、保護観察や少年院送致などの保護処分となります。家庭裁判所において刑事処分が相当であると判断された事件は、再び検察庁に戻され、検察庁で事件として刑事裁判所に起訴します。

被害者支援推進要綱

大阪府警察本部(平成9年12月制定)

第1 趣旨

この要綱は、警察が被害者(犯罪(犯罪に類する行為を含む。)による被害を受けた者及びその遺族をいう。以下同じ。)の視点に立った被害者のための各種活動(以下「被害者支援」という。)を推進するための基本的な方針を定めるものとする。

第2 被害者支援の基本

1 基本的な考え方

(1) 警察目的の達成

被害者の保護は、個人の権利及び自由を保護するという警察目的を達成するために当然行すべきものである。

(2) 捜査活動への被害者の協力の確保

被害者の利益を守り、捜査過程における被害者の第二次的被害(警察の捜査活動等によって、被害者に更なる精神的被害等の負担をかけることをいう。以下同じ。)を防止・軽減することは、捜査への被害者の協力を確保する上で、極めて重要な事項である。

(3) 捜査過程における被害者の人権の尊重

犯罪捜査における個人の基本的な人権の尊重については、被疑者の人権だけでなく被害者の人権も当然に尊重されるべきものである。

2 推進上の基本的留意事項

(1) 被害者への対応の基本の遵守

被害者への対応に際しては、「被害者の安全を守るとともに、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけない」という対応の基本を遵守すること。

(2) 被害者の要望への対応

被害者支援は、被害者の要望に合理的に対応する形でを行い、被害者が何を望んでいるか、被害者に何が必要かを念頭において推進すること。

(3) 重点的な施策の推進

犯罪による直接的被害及びその後の第二次的被害の両面において大きな問題を抱えている身体犯の被害者、特に女性の性犯罪被害者及び殺人等に係る遺族の抱える問題への対応に重点を置くこととする。また、少年である被害者(以下「被害少年」という。)についても、その後の健全育成の観点から、被害者支援上の重要な対象とする。

(4) 関係機関・団体との連携

被害者の要望は多岐にわたることから、被害者支援に関わる機関・団体との連携を図り、実効性のある対策を推進すること。

第3 具体的施策の推進

1 被害者の支援

(1) 被害者への情報の提供

ア 「被害者の手引」の配布

被害者が必要とする情報を早期に包括的に教示し、併せて捜査活動についての協力を依頼するため、刑事手続の概要、被害者に役立つ公的機関及び民間団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」を被害者に配布する。

なお、「被害者の手引」の配布要領については、「被害者の手引」の配布要領(業務マニュアル府民—6)に定めるとおりとする。

イ 被害者に対する連絡等の実施

事件を担当する捜査員が被害者が必要とする捜査状況等に関する情報を被害者に適切に提供するとともに、警察署地域課員が被害者宅を訪問し、被害の拡大防止等に関する情報の提供、相談の受理等を行う。

なお、被害者に対する連絡等の実施要領については、別に定める。

(2) 被害者の精神的被害の回復に対する支援

ア 被害者支援団体等に関する情報の提供

被害者が抱えている様々な問題の中でも、特に深刻な問題である精神的被害に対応するため、カウンセリング等による精神的被害の回復・軽減に向けた活動を行う機関・団体に関する情報を被害者に積極的に提供する。

イ 被害少年への支援体制の確立

犯罪の被害が少年に与える影響の緩和等を図るため、少年課少年育成室、警察署少年係等が連携を強化し、被害少年からの相談に対して積極的に対応するとともに、継続的なカウンセリングを実施するなど、被害少年の支援活動を推進する。

(3) 被害の補償・被害品の回復

ア 速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査、地域警察活動等において被害品の発見等に至った場合は、証拠品の適正な保管・管理を行い、早期還付手続による速やかな被害回復に努める。

イ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の適切な運用等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)及び国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律(平成28年法律第73号)の運用に関し、被害者の要望を踏まえ、迅速・適正な措置を執るとともに、府民応接センター及び事件を担当する本部所属又は警察署が連携し、公益財団法人犯罪被害者支援基金の調査活動、被害者支援活動等に積極的に協力する。

ウ 暴力団犯罪に係る被害者に対する援助措置等の充実

暴力団員による暴力的要求行為の相手方に対する財産的被害回復のための援助を積極的に行うとともに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが行う暴力団員による不当な行為に対する民事訴訟支援等について積極的に協力する。

2 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減

(1) 犯罪捜査における被害者への対応の組織的改善

犯罪捜査における被害者への対応を組織的に適切に行うため、被害者への適切な対応を適正捜査の要素として位置付け、被害者支援の趣旨、被害者への対応の基本等を捜査員個々に教養し、その徹底を図る。

(2) 性犯罪捜査における指定女性捜査員による事情聴取等の徹底

性犯罪の被害者の第二次的被害を防止・軽減するため、性犯罪の被害者からの事情聴取等は、原則として、別に定める指定女性捜査員が行うものとする。

(3) 性犯罪捜査指導官の設置

ア 性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、捜査第一課に性犯罪捜査指導官を設置する。

イ 性犯罪捜査指導官は、捜査第一課管理官(性犯罪事件捜査担当)をもって充てる。

ウ 性犯罪捜査指導官は、性犯罪の被害者からの適切な事情聴取のための指導等、各警察署において行う性犯罪捜査に関する指導を行うものとする。

(4) 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理については、被害者の立場に立って誠実に対応する。

なお、犯罪としての立件措置が執れない事案についても、他の部門又は機関で対応した方が適切と思われるものについては、紹介等の必要な措置を執る。

3 被害者等の安全の確保

(1) 暴力団犯罪に係る被害者等の安全の確保

暴力団犯罪に係る被害者、参考人及び関係者の安全を確保するため、緊急通報装置等必要な装備資器材を活用して保護対策の充実を図る。また、暴力団の被害に関する相談に的確に対応するとともに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが行う相談業務の円滑な運営に積極的に協力する。

(2) 再被害の防止

被害者が同一の加害者から再び被害を受けること(以下「再被害」という。)を防止するため、必要な対策を的確に講ずる。

なお、再被害を防止するための対策については、別に定める。

(3) 女性による被害相談体制の強化

女性の被害者からの警察への相談を容易にし、被害者の安全の確保及び被害の拡大防止を図るため、女性警察官を活用するなどして女性による被害相談体制を強化する。

(4) 生活安全情報の提供

被害の予防、拡大防止等に関する情報の提供はもちろん、犯罪に至らない事案についても、地域住民の要望に応じた各種情報の積極的な提供を行う。

4 関係機関・団体とのネットワークの構築

被害者支援にかかわる機関・団体と連携して、被害者の要望にこたえる体制を整備し、実効性のある被害者支援を推進するため、警察署単位に被害者支援協議会を設置する。

5 所属職員に対する指導教養の徹底

所属長は、所属職員に対し、被害者支援の基本原則についての指導教養を推進し、その徹底を図る。

警察における被害者支援制度

警察では、被害者等への情報提供を行うとともに、精神的・経済的負担を軽減するため、被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

1 被害者等の精神的負担軽減

- 被害者支援班制度
精神的被害の大きい被害者等の実情に即した支援活動を組織的に実施するため、あらかじめ各警察署等で支援要員を指定し、支援活動を行っています。
- 被害者の手引の配布
刑事手続の概要、捜査への協力をお願い、被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等、被害者等にとって必要な情報を盛り込んだ「被害者の手引」を作成し配布しています。
- 被害者連絡制度
身体的・精神的被害が大きい被害者等に対し、その要望に応じて捜査状況・検挙状況・処分状況等の情報提供を行うほか、被害者等の希望によりパトロールや訪問・連絡活動を実施しています。
- 被害者カウンセリング制度
被害後の精神的危機状態にある性犯罪被害者や犯罪被害者遺族等に対し、民間の専門カウンセラー等によるカウンセリングを行っています。
- 民間被害者相談員制度
被害者支援に取り組む民間のボランティア団体(大阪府公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体「認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」)と連携し、被害者の相談や付添い等、民間団体ならではの支援活動により、被害者の精神的被害の軽減・回復を図っています。

2 被害者等の経済的負担軽減

- 身体犯被害者に係る初診料及び診断書料の支出制度
重傷を負った身体犯被害者(性犯罪・交通事故事件の被害者を除く。)に対して、医療機関での診察に係る初診料及び診断書料を公費で支出しています。
- 性犯罪被害者に係る診断費用等の支出制度
性犯罪被害者に対して、医療機関での診察に係る費用(初診料、検査費用、緊急避妊費用、中絶費用、診断書料)を公費で支出しています。
- 司法解剖等に係る死体検案書料の支出制度
司法解剖等に係る死体検案書のうち、遺体を引き取った遺族に対して交付され、かつ遺族が当該死体検案書料を負担したものの1通分を公費で支出しています。
- 解剖後の遺体搬送に要する費用の支出制度
司法解剖等を実施した遺体について、司法解剖等を行った場所又は警察署等から、遺族の希望する場所までの搬送費用(他府県に搬送する場合は、大阪府内の走行分に限る。)等を公費で支出しています。
- 被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出制度
自宅が犯罪の現場となる等したために、引き続き自宅に居住することが困難になった被害者及びその同居の親族が、宿泊施設に一時避難するために要する宿泊費用の一部を公費で支出しています。
- ハウスクリーニング費用の支出制度
自宅が殺人等の致死に至る犯罪の現場となった場合、汚損された自宅(持ち家であって、遺族が引き続き居住する場合に限る。)の清掃等に要する費用の一部を公費で支出しています。

※ 上記は大阪府警察における被害者支援施策の一部です。詳しくは、事件を取り扱った警察署までお問い合わせください。

○ 犯罪被害給付制度

<給付制度の概要>

対象となる 犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。
給付金の支給が 受けられる被害者 又は遺族の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人 ・ 外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において日本国内に住所を有していた人については、支給の対象となります。
給付金の種類	<p>(1) 遺族給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給を受けられる人は、亡くなられた犯罪被害者の遺族の方です。 ・ 支給を受けられる遺族の範囲と順位は、原則として次のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 <p>(注):被害当時の生活状況によって順位は変わります。</p> <p>(2) 重傷病給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給を受けられる人は、犯罪被害者本人です。 ・ 「重傷病」とは、負傷等の療養期間が1か月以上で、かつ3日以上入院を要するものです。 <p>※精神疾患(PTSD等)である場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることが要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷等の日から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額が上限120万円までの範囲で支給されます。 <p>(3) 障害給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給を受けられる人は、犯罪被害者本人です。 ・ 「障害」とは、負傷又は疾病が治った時(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級に相当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。 ・ 自治体等が発行する「身体障害者手帳」の基準等級とは異なります。
給付金の算定方法	給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。
給付金の 減額、調整	<p>犯罪による被害でも次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者と加害者との間に、親族関係があるとき ・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき ・ 犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき ・ 犯罪被害者と加害者との関係(金銭関係や男女関係のトラブルなど)その他の事情からみて、給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないと認められるとき <p>また、労災保険や自賠責保険などの公的補償を受けた場合や加害者等から損害賠償を受けた場合には、その額と給付金は調整されます。</p>
申請の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときは行うことができません。 ・ ただし、加害者に監禁されていたなど、やむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかった場合は、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。
申請先	<p>給付金の支給を受けようとする人は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行う必要があります。</p> <p>申請の受付は、警察本部又は警察署において犯罪被害給付事務担当者が行います。</p> <p><問合せ先> 大阪府警察本部 府民応接センター 被害者支援第二係 (代表)06-6943-1234</p>

○ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

<国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要>

国外犯罪被害弔慰金等の制度	この制度は、国外における犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、国から弔慰金・見舞金を支給する制度です。
弔慰金等の支給が受けられる被害者の要件	日本国籍を有する者のみ(日本国籍を有する者であっても、日本以外の土地に生活の本拠を有し、かつ、当該地に永住する者を除く。)
弔慰金等の種類・支給額等	<p>(1) 国外犯罪被害弔慰金(死亡した場合、遺族に対して支給するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者一人当たり合計200万円(一律) ・ 支給を受けられる人は、亡くなられた国外犯罪被害者の第一順位遺族となる人です。(第一順位遺族が複数いる場合は按分。) ・ 第一順位遺族の範囲と順序は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹(日本国籍を有する方または日本に住所がある方に限ります。) <p>(注):被害当時の生活状況によって順位は変わります。</p> <p>(2) 国外犯罪被害障害見舞金(重障害の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者一人当たり100万円(一律) ・ 障害が残った場合、被害者本人に対して支給するもの。 ・ 「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含みます。)における精神又は身体の障害で、具体的には法律で定められています。
国外犯罪被害弔慰金等が支給されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外犯罪被害弔慰金等は、親族間犯罪や国外犯罪被害者にも原因がある場合などには、支給されないことがあります。 ・ また、国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金等の支給を受けた場合は、国外犯罪被害弔慰金等は支給されません。
申請の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請は、当該国外犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該国外犯罪被害が発生した日から7年を経過したときはできません。 ・ ただし、やむを得ない理由により期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。
申請先	<p>国外犯罪弔慰金等の支給を受けようとする人は、日本国内の住居地(日本国内に住所を有さない場合は本籍地等)を管轄する都道府県公安委員会に支給の申請(日本国外の居住者は領事館経由可)をしなければなりません。</p> <p>申請の受付は、警察本部において国外犯罪被害弔慰金等事務担当者が行います。</p> <p><問合せ先> 大阪府警察本部 府民応接センター 被害者支援第二係 (代表)06-6943-1234</p>

※大阪府警察では、被害者等の個人情報厳守しておりますので、安心してご相談ください。

関係機関・団体等の連携

1 大阪府被害者支援会議

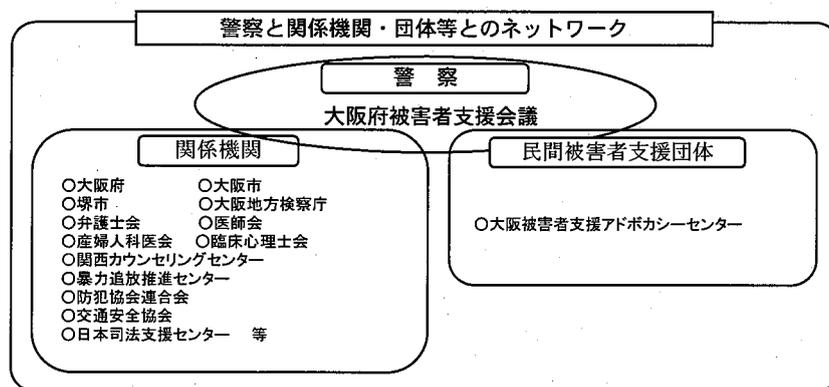
被害者支援は広範・多岐にわたるため、平成9年11月に、被害者支援に係る機関・団体による「大阪府被害者支援会議」を設立し、関係機関・団体との連携を図っています。(31機関・団体が参画)

<事務局>

警察本部総務部府民応接センター

<活動内容>

- ・被害者支援に関する情報交換
- ・被害者支援に関する連携協力
- ・被害者支援に関する調査・研究
- ・被害者支援に関する広報・啓発
- ・その他、被害者支援の目的を達成するために必要な活動



2 被害者支援協議会

警察署ごとに地区の実情に応じて、司法、行政、医療等の被害者支援に係る機関・団体が相互に連携・協力し、被害者のニーズに応じた支援活動を推進するため、被害者と直接向き合う警察署を中心として被害者支援協議会が設置されています。(65署59協議会)

<活動内容>

- ・被害者支援に関する情報交換
- ・被害者支援に関する連携協力
- ・被害者支援に関する広報・啓発
- ・その他、被害者支援の目的を達成するために必要な活動

各種被害相談窓口

名称	相談電話番号	相談概要
警察相談室 (大阪府警察本部)	#9110(プッシュ回線専用) 06(6941)0030	警察への意見・要望や事件事故等に関する相談
警察相談所 (警察署)	各警察署 (次ページ参照)	
グリーンライン (少年相談)	06(6944)7867	少年からの相談及び家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談 ◎相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:45 土・日・祝日及び年末年始を除く。
ストーカー110番	06(6937)2110	ストーカー被害に関する相談
悪質商法110番	06(6941)4592	悪質商法、高金利融資その他悪質業者に関する相談や情報の受付
サイバー犯罪相談	大阪府警察ホームページから受付 (トップページ>生活安全>サイバー犯罪対策)	サイバー犯罪に関する相談
ウーマンライン (性犯罪被害相談)	06(6941)0110 #8103(プッシュ回線専用)	性犯罪被害の相談(女性警察官が対応) ◎相談時間 月曜日～金曜日 9:00～20:00 土・日・祝日及び上記以外の時間帯は、留守番電話での対応
暴力団・拳銃110番	06(6941)1166	暴力団犯罪、拳銃等に関する相談及び情報の受付
列車内ちかん被害相談	06(6885)1234	列車内や駅構内でのちかん被害の相談(女性警察官による24時間対応)

警察署一覧 <計65署>

被害者支援担当/総務課 広聴相談係

名称	電話番号	所在地	最寄駅
大淀警察署	06-6376-1234	北区中津 1-5-25	地下鉄中津駅
曾根崎警察署	06-6315-1234	北区曾根崎 2-16-14	地下鉄・阪急・阪神梅田駅、J R大阪駅
天満警察署	06-6363-1234	北区西天満 1-12-12	京阪中之島線なにわ橋駅、地下鉄北浜駅、淀屋橋駅
都島警察署	06-6925-1234	都島区都島北通 1-7-1	地下鉄都島駅
福島警察署	06-6465-1234	福島区吉野 4-9-19	地下鉄野田阪神駅、J R環状線・阪神野田駅、J R東西線海老江駅
此花警察署	06-6466-1234	此花区春日日出北 1-3-1	市バス春日出、J R環状線西九条駅
東警察署	06-6268-1234	中央区本町 1-3-18	地下鉄堺筋本町駅、市バス本町1丁目
南警察署	06-6281-1234	中央区東心斎橋 1-5-26	地下鉄長堀橋駅
西警察署	06-6583-1234	西区川口 2-6-3	地下鉄阿波座駅、市バス川口1丁目
港警察署	06-6574-1234	港区市岡 1-6-22	J R環状線、地下鉄弁天町駅
大正警察署	06-6555-1234	大正区小林東 3-4-21	市バス小林(大正警察署前)
天王寺警察署	06-6773-1234	天王寺区六万徳町 5-8	地下鉄四天王寺前夕陽ヶ丘駅
浪速警察署	06-6633-1234	浪速区日本橋 5-5-11	地下鉄恵美須町駅・動物園前駅、J R環状線新今宮駅、南海本線・高野線新今宮駅、阪堺線南霞町駅
西淀川警察署	06-6474-1234	西淀川区千舟 2-6-24	阪神バス御幣島、J R東西線御幣島駅
淀川警察署	06-6305-1234	淀川区十三本町 3-7-27	阪急十三駅
東淀川警察署	06-6325-1234	東淀川区豊新 1-6-18	阪急京お線上新庄駅
東成警察署	06-6974-1234	東成区大今里西 1-25-15	地下鉄今里駅、市バス今里
生野警察署	06-6712-1234	生野区勝山北 3-14-12	市バス生野区役所前
旭警察署	06-6952-1234	旭区中宮 1-4-1	地下鉄千林大宮駅、市バス旭警察署
城東警察署	06-6934-1234	城東区中央 1-9-41	地下鉄蒲生四丁目駅
鶴見警察署	06-6913-1234	鶴見区諸口 6-1-1	地下鉄横堤駅、市バス・近鉄バス鶴見区役所前
阿倍野警察署	06-6653-1234	阿倍野区阿倍野筋 5-13-5	阪堺上町線松虫駅、地下鉄阿倍野駅、市バス阿倍野筋5丁目
住之江警察署	06-6682-1234	住之江区新北島 3-1-57	地下鉄住之江公園駅、市バス地下鉄住之江公園駅
住吉警察署	06-6675-1234	住吉区東粉浜 3-28-3	阪堺電軌阪堺線・上町線住吉駅、南海本線粉浜駅、住吉大社駅
東住吉警察署	06-6697-1234	東住吉区東田辺 2-11-39	地下鉄駒川中野駅、J R阪和線南田辺駅、近鉄南大阪線針中野駅
平野警察署	06-6794-1234	平野区平野元町 5-20	J R関西本線(大和路線)平野駅、市バス平野駅筋
西成警察署	06-6648-1234	西成区萩之茶屋 2-4-2	J R環状線新今宮駅、阪堺電軌阪堺線今池駅、地下鉄動物園前駅
大阪水上警察署	06-6575-1234	港区海岸通 1-5-1	地下鉄大阪港駅、市バス大阪港
高槻警察署	072-672-1234	高槻市野見町 2-4	阪急京お線高槻市駅、J R東海道本線(京お線)高槻駅
茨木警察署	072-622-1234	茨木市中穂積 1-6-38	J R東海道本線(京お線)茨木駅、阪急京お線茨木市駅
摂津警察署	06-6319-1234	摂津市南千里丘 4-39	阪急京お線摂津市駅、大阪モノレール摂津駅
吹田警察署	06-6385-1234	吹田市穂波町 13-33	阪急千里線吹田駅
豊能警察署	072-737-1234	豊能郡能勢町地黄 650-4	能勢電鉄妙見口駅、阪急バス豊能警察署前
箕面警察署	072-724-1234	箕面市箕面 5-11-35	阪急箕面線箕面駅
池田警察署	072-753-1234	池田市大和町 1-1	阪急宝塚線池田駅
豊中警察署	06-6849-1234	豊中市南桜塚 3-4-11	阪急宝塚線岡町駅、曾根駅
豊中南警察署	06-6334-1234	豊中市庄内西町 5-1-10	阪急宝塚線庄内駅
堺警察署	072-223-1234	堺市堺区市之町西 1-1-17	南海本線堺駅、阪堺電軌阪堺線大小路駅
北堺警察署	072-250-1234	堺市北区新金岡町 1-1-1	南海バス北堺警察署前、地下鉄新金岡駅
西堺警察署	072-274-1234	堺市西区鳳東町 4-388	J R阪和線鳳駅
南堺警察署	072-291-1234	堺市南区桃山台 2-2-1	泉北高速鉄道橋・美木多駅
高石警察署	072-265-1234	高石市羽衣 4-2-23	南海本線羽衣駅
泉大津警察署	0725-23-1234	泉大津市田中町 2-12	南海本線泉大津駅
和泉警察署	0725-46-1234	和泉市伯太町 2-1-7	J R阪和線和泉府中駅
岸和田警察署	072-439-1234	岸和田市作才町 1-1-36	南海本線岸和田駅、J R阪和線東岸和田駅
貝塚警察署	072-431-1234	貝塚市海塚 167	南海本線貝塚駅
関西空港警察署	072-456-1234	泉南郡田尻町泉州空港中 1	南海空港線関西空港駅、J R関西空港線関西空港駅
泉佐野警察署	072-464-1234	泉佐野市上町 2-1-1	南海本線泉佐野駅
泉南警察署	072-471-1234	阪南市尾崎町 70	南海本線尾崎駅
羽曳野警察署	072-952-1234	羽曳野市菅田 4-2-1	近鉄南大阪線古市駅
黒山警察署	072-362-1234	堺市美原区小平尾 377-2	南海高野線初芝駅から南海バス船戸下、近鉄南大阪線河内松原駅から近鉄バス平尾道
富田林警察署	0721-25-1234	富田林市常盤町 2-7	近鉄長野線富田林西口駅
河内長野警察署	0721-54-1234	河内長野市西之山町 6-1	南海高野線・近鉄長野線河内長野駅、南海バス市民会館前
枚岡警察署	072-987-1234	東大阪市桜町 1-8	近鉄奈良線瓢箪山駅
河内警察署	072-965-1234	東大阪市稲葉 1-7-1	近鉄奈良線河内花園駅
布施警察署	06-6727-1234	東大阪市内小阪 4-1-48	近鉄奈良線八戸ノ里
八尾警察署	072-992-1234	八尾市高町 3-18	J R関西本線(大和路線)八尾駅、近鉄大阪線近鉄八尾駅
松原警察署	072-336-1234	松原市阿保 1-2-26	近鉄南大阪線河内松原駅
柏原警察署	072-970-1234	柏原市古町 2-9-9	J R関西本線(大和路線)柏原駅、近鉄大阪線安堂駅、近鉄道明寺線柏原南口駅
枚方警察署	072-845-1234	枚方市大垣内町 2-16-8	京阪本線枚方市駅、京阪交野線宮之坂駅
交野警察署	072-891-1234	交野市倉治 1-40-1	J R片町線(学研都市線)津田駅
寝屋川警察署	072-823-1234	寝屋川市豊野町 26-26	京阪本線寝屋川市駅
四條畷警察署	072-875-1234	大東市深野 3-28-1	J R片町線(学研都市線)野崎駅
門真警察署	06-6906-1234	門真市柳町 13-14	京阪本線門真市駅
守口警察署	06-6994-1234	守口市京阪本通 2-2-10	京阪本線守口市駅、地下鉄守口駅

参考資料 2

国における犯罪被害者等支援の取組

国における犯罪被害者等施策について

基本法制定・基本計画策定までの経緯

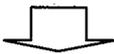
【基本法までの施策の展開】

- ・昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設
- ・昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定
- ・平成8年以降の警察による総合的支援施策
- ・平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定 等



【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- ・経済的支援が不足 ・医療・福祉サービスの不足 ・刑事手続での扱いに不満
- ・二次被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え
- ・民間を含めた支援体制が不十分 ・国民の理解が不足 等



- 平成16年12月 「犯罪被害者等基本法」の成立（議員立法）〈平成17年4月施行〉
- 平成17年12月 「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
- 平成23年 3月 「第2次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
- 平成28年 4月 「第3次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■（犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）

犯罪被害者等基本法

公布:平成16年12月8日法律第161号
施行:平成17年4月1日

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び穏やかな生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び穏やかな生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切に受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復するための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第3次犯罪被害者等基本計画の概要 (平成28年4月1日閣議決定)

政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画

4 つ の 基 本 方 針

尊厳にふさわしい処遇を
権利として保障すること

個々の事情に応じて
適切に行われること

途切れることなく
行われること

国民の総意を形成
しながら展開されること

5
つ
の
重
点
課
題

① 損害回復・経済的支援等への取組

基本法第12・13・16・17条関係

38の施策

- 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施
- 犯罪被害給付制度に関する検討
- カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減
- 預保納付金の活用方法の検討
- 被害直後及び中期的な居住場所の確保
- 性犯罪被害者に対する自立支援及び定着支援
- 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

等

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本法第14・15・19条関係

75の施策

- PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知
- 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実
- ワンストップ支援センターの設置促進
- 判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用
- 警察における再被害防止措置の推進
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 再被害防止のための安全確保方策の検討
- 職員等に対する研修の充実等
- 被害児童からの事業聴取における配慮

等

③ 刑事手続への関与拡充への取組

基本法第18条関係

36の施策

- 告訴に対する適切な対応
- 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進
- 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等
- 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進、証拠品の適正な処分等

等

④ 支援等のための体制整備への取組

基本法第11・21・22条関係

82の施策

- 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進
- 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化
- 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実
- 警察における相談体制の充実等
- 公共交通事故被害者への支援
- 児童虐待防止対策に関する調査研究
- 預保納付金の活用方法の検討

等

⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

基本法第20条関係

30の施策

- 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施
- 被害が潜在しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進
- 若年層に対する広報・啓発

等

推進体制

- 国の行政機関相互の連携・協力
- 地方公共団体との連携・協力
- その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- 施策策定過程の透明性の確保
- 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- フォローアップの実施
- 犯罪被害者等基本計画の見直し

等

合計261の施策

計画期間 5年
(平成32年度末まで)